

令和5年小布施町議会6月会議会議録

議事日程(第2号)

令和5年6月8日(木)午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	田中助一君	2番	村中容君
3番	山崎博雄君	4番	小倉繭君
5番	久保田守彦君	6番	竹内淳子君
7番	関良幸君	8番	寺島弘樹君
9番	中村雅代君	11番	小林一広君
12番	小淵晃君	13番	関悦子君
14番	小西和実君		

欠席議員(1名)

10番 福島浩洋君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	桜井昌季君	副町長	新井隆司君
教育長	山崎茂君	総務課長	大宮透君
企画財政課長	益満崇博君	住民税務課長	須山和幸君
健康福祉課長	永井芳夫君	産業振興課長	宮崎貴司君

建設水道課長 芋川享正君 教育次長 藤沢憲一君
監査委員 持田宏君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利一 書記 柘津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（小西和実君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小西和実君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（小西和実君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

10番、福島浩洋議員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（小西和実君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配布いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので、報告いたします。朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 竹内淳子君

○議長（小西和実君） 最初に、6番、竹内淳子議員。

〔6番 竹内淳子君登壇〕

○6番（竹内淳子君） おはようございます。

通告に従い、2点質問いたします。

1点目の質問は、小布施町の観光防災の取組がなされているかについて伺います。

最近、地震が頻発しています。また、今月は、2日の大雨による災害が心配されました。自然災害が多発する日本では、災害時の住民の避難訓練の必要性はもとより、観光防災の取組が重要になっています。

当町にも、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症になったことが影響しているのか、多くの観光客がおいでになります。観光客の方々は、土地勘がほとんどない上に、小布施町が過去にどのような災害や危機に見舞われ、そうした場合にどのように対処すればよいのかご存じありません。また、被災した観光客の安全な帰宅支援も必要です。

スムーズな誘導、情報の提供が行えるシステムがあると、観光に関わる方々や観光客のみならず、地域住民にとっても安心できることと考えます。観光防災マニュアルを作成するなど、観光の防災への取組について質問いたします。

1番目として、観光防災に関する取組はされていますか。

2つ目、現在、観光協会で作成しているマップに避難所のマークを入れ、配布するお考えはありますか。

3つ目、QRコードからアクセスできる災害時の観光防災情報サイトを作成し、商店や観光施設にQRコードを載せたパネルを置くなどのお考えはありますか。

4点目、観光客の一時避難所などは考えておられますでしょうか。

以上4点について伺います。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） おはようございます。

それでは、今、竹内淳子議員からありましたご質問についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、毎年多くの町外からの観光客の皆様にお越しをいただきます本町に

おきまして、災害時の避難支援というのは、非常に大きな課題の一つであるというふうに認識をしております。

まず、町では令和元年東日本台風災害以降、特に水害を想定した防災対策の強化に向けまして、水害ハザードマップの見直しであったり避難所の見直し、また住民向けの啓発活動や防災備蓄品の強化など、様々な取組を実施してきております。ただ、これらの取組の多くは住民向けのものでありまして、観光客を主なターゲットとした取組は十分に実施できていないというのが現状でございます。

特に地震につきましましては、水害と違い、事前の予測や備えというものが非常に難しいことから、観光シーズンに突然地震が発生した場合の対処方法を十分に検討していく必要があると考えております。

昨今、日本各地で地震の発生が続いているというのは、議員からも先ほどありましたけれども、町直下を信濃川断層帯が通る小布施町、この町内においても、大地震の発生は決して他人ごとではないというふうに考えております。

実際に、地震等の発生により観光客の皆様が避難せざるを得ない場合につきまして、町としては、観光客向けの避難所を別途特別に設置するという事は考えておらず、町の指定避難所で受け入れることを想定している状況です。しかし、指定避難所だけでは十分な受入れ人数を確保できないことから、観光に関わる事業者の皆様にも協力いただいて、避難所の確保や避難支援の体制構築を進める必要があるというふうに認識をしています。

議員からご提案のあった観光マップへの避難所マークの掲載につきましましては、指定避難所を観光客の皆さんにお伝えする上で一つの有効な手段だと思っておりますが、現状の観光マップを見てみますと、そこに掲載されている情報量が非常に多いというような状況もございまして、そういったことを考慮すると、現状では難しいというふうに考えております。

また、QRコードからアクセスできる災害時の観光防災情報サイトの構築、これは独自のウェブサイトの構築ということだと思っておりますけれども、そういったことや各店舗へのパネル設置等の施策についても、現時点で町では実施する予定はございません。

ただ、一方で、地震発生時などには、まずは観光に携わる事業者の皆様が観光客の避難行動を誘導する第一の支援者になってくるということが想定されるため、災害時に観光関連事業者の皆様が冷静に対応できるように、防災に関わる基礎的な情報の共有であったり、いざというときに観光客にお渡しできる資料等の提供が必要であるというふうに考えております。

まずは、議員のご提案を踏まえまして、町公式ホームページ上に観光客の皆さんを対象と

した、災害時に取るべき行動等をまとめたページを作成するとともに、今後は町の文化観光協会とも連携をしながら、観光関連事業者を対象とした防災講習会の開催というものを検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） 再質問をお願いいたします。

観光マップに避難所マークを掲載するというのですが、観光協会に立ち寄られて、観光マップをお持ちになる方が大勢いらっしゃいます。確かに観光マップは情報量が満載で、地図も割と大きくはできていない状況です。工夫をして、紙を大きくして三つ折りにする、そして地図を大きく表示し、21か所の避難所のマークを入れるなど、そういう工夫をして載せるなどのご検討をいただけないか伺います。

もう一点です。小布施町公式ホームページ上に、観光客の皆さんを対象とした、災害時に取るべき行動などをまとめたページを作成するとご答弁いただき、防災情報サイトを作るよりも迅速に取り組みると思い、よかったと思っております。そのサイトに、外国からお越しになる観光客も多くいらっしゃいますので、ぜひ日本語だけでなく、英語など外国語の表記も必要だと思います。

また、現在も小布施町ホームページの避難所一覧には、避難所のグーグルマップにアクセスできるようになっています。避難所一覧のページにアクセスできるQRコードを印刷した手のひらサイズのパネルを各店舗のレジの横に置くと、お店の方の避難誘導がスムーズに行われるのではないかと思います。こちらにも外国語の表記をすると、外国語が分からないお店の方にとっては誘導がスムーズです。

観光協会に「おぶせじん 小布施町とつながるマガジン」というLINEのページに登録できるQRコードのパネルが置いてありました。私もすぐにQRコードを読み込み、登録いたしました。ぜひ避難所一覧につながるような同じものを作られたら、誘導がスムーズだと思いますが、いかがでしょうか。

2点、よろしく願いいたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、議員からご指摘のありました2点のご質問についてお答えをいたします。

まず1点目の、まさに観光マップの関係の中で工夫をしてというようなお話がありました

が、この点も2点目の質問もそうなんですけれども、まずはこういったものは、現状では、町の観光協会と十分な議論であったりとか、観光事業者の皆さんと議論ができておりませんので、そもそもそういった工夫が必要なのかということの検討も必要だというふうには思います。

ただ、現状、町の防災担当部局の中での検討としては、当然観光マップは、まず一義的には、観光情報というものをしっかり分かりやすくお伝えしていくということが非常に重要であるというふうに思いますので、そこに防災の情報というものをある種無理に組み込むことによって、例えば非常に情報が分かりにくくなるとか印刷の量が非常に増えてしまう、複雑なものになってしまうということは、できれば避けたいなというふうに私自身は思っております。

そういった中で、できる限り、議員からご指摘のあるような、何かあったときに迅速に情報を共有できるような仕組みというのは非常に重要だというふうに思っておりますので、恐らく実際に災害が起きた場合には、そういった観光に関わる事業者のところにいらっしゃる観光客の方を、その事業者の例えば店長さんであったりとか店員の皆さんが対応して、ここに指定避難所があるんだよとか、そういったことを手元の資料を説明しながら共有して、避難支援を行っていくということは必要になると思います。

その際にすぐに渡せる資料であったりとか、町の専用ページにすぐにつながるようなQRコードというものを印刷したような何かしらの資料のようなものは、ぜひ作っていききたいなというふうには思っておりますので、常にQRコードが置いてあるようなものではなくて、そういったような形で実施を検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） ぜひ観光協会と相談をされて、迅速な対応をお願いしたいと思います。

では、2点目の質問です。

第3次子ども・子育て支援事業計画の作成と保育園の保育理念見直しの取組について伺います。

今年度から、令和2年から令和6年の第2次子ども・子育て支援事業計画を改定し、第3次子ども・子育て支援事業計画の作成が始まります。どのような支援が必要なのか、アンケートによるニーズ調査をするということですが、どのような支援が必要なのか、第2次子ども・子育て支援事業計画の基本理念にある全ての子供たちが心豊かに、保護者が喜びや生き

がいを感じながら共に育つ町を目指すには、保育内容や教育内容に踏み込んだアンケートが必要だと考えます。

また、つすみ保育園が令和8年に開園予定になっていますが、建築設計は支援事業計画を基にすると、保育内容、目標に合う設計がされると考えます。

コミュニティ・スクールの幼保小委員会の令和5年度の課題と方向性には、エージェンシー、自ら考える、変えていく、大人は任せる、待つ、見守る、認めるという考え方の理解を含め、園・家庭・地域に広げる学びを深める。つすみ保育園の建て替え、保育理念について、園の目標、エージェンシー、生活リズムに即した保育を実現できる園舎を一緒に考えるとあります。

エージェンシーという言葉は、日本語にはなかなか訳しにくいと伺っていますが、内容は、子供の主体性を育てるために、いろいろなことは子供に任せて、大人はそれを見守る側に徹すること、子供の発達を促すために必要なのは、子供の手持ちの力を確認して、その力を活用する機会を与え、子供が楽しむ姿を周囲の大人も楽しむこと、保育者、教育者に必要なことは、子供の今の力を見定め、その力を最大限に使って楽しめる機会を用意し、様々な体験の場を提供することとあります。

園舎を建て替えるに当たり、エージェンシーを実現できる園舎を考えるという課題があるので、保育理念、園の目標も見直す必要があると考えます。というのは、幼保小中を通じて一貫した教育を考えている当町の教育環境に初めて接するのが3歳の子供だからです。

心と体の成長にとってとても大事な時期で、大人たちの関わりは子供に大きな影響を与えます。教育環境のスタートを園舎の建て替えのタイミングに合わせ、現場の皆さんで実態の検証と見直しを考えるチャンスと思います。

第3次子ども・子育て支援事業計画の作成と保育園の保育理念見直しの取組について質問いたします。

1点目、第3次子ども・子育て支援事業計画のアンケート内容に、コミュニティ・スクールの委員、保育士の意見を聞く場が必要と考えますが、町の見解を伺います。

2点目、つすみ保育園の建て替え、保育理念について、現場の保育士の意見を取り入れる必要があると思いますが、今現在での園での取組、今後の予定について伺います。

3点目、第3次子ども・子育て支援事業計画の策定とつすみ保育園の設計施工の関連についての現状について伺います。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） おはようございます。

それでは、竹内淳子議員の2番目のご質問、第3次子ども・子育て支援事業計画の作成と保育園の保育理念の見直しの取組はということで、3項目にわたりご質問いただいております。

まず、1点目でございますが、第3次子ども・子育て支援事業計画のアンケート内容に、コミュニティ・スクールの委員、保育士の意見を聞く場が必要であるとするが、町の見解はというご質問でございます。

第3期小布施町子ども・子育て支援事業計画は、計画期間である令和7年度から11年度までの5年間における町の幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期を定め、幼児期の教育・保育事業等に関する町民のニーズに応じていく体制づくりを進めることを目的とし、子ども・子育て支援法第61条に基づき作成されるものであります。

今年度は、現計画の現状と課題の分析をして、本町の子供と家庭を取り巻く課題並びに今後の子育てに対する住民の意向やニーズについて調査する予定であります。

第2期小布施町子ども・子育て支援事業計画では、小布施学園コミュニティ・スクールを小布施町子ども・子育て会議と位置づけ、本計画の取組状況を評価する場として位置づけております。

経年の変化を把握するため、第2期支援事業計画で用いたアンケート内容を基本にいたしますが、こども家庭庁の発足をはじめとする、日々更新される子ども・子育て支援に関する国・県の政策、関連法規を踏まえながら、町の人口動態なども注視し、中長期的な視点に立脚する必要があり、コミュニティ・スクールの委員の皆さんや現場で日々保育に当たる保育士の意見も取り入れたアンケートを作成したいと考えております。

2点目のご質問のつすみ保育園の建て替え、保育理念について、現場の保育士の意見を取り入れる必要があると思うが、今現在の園での取組と今後の予定についてはというご質問でございます。

つすみ保育園の建て替えにつきましても、保育士やコミュニティ・スクールの委員の皆さん、まちづくり委員会の委員の皆さんの意見を聞く場を今後予定しており、まずは6月下旬に保育士との意見交換の場を開催したいと考えております。

また、将来にわたり利用する園児数を推計し、未満児保育希望者の増加、個別支援といっ

た多様な保育ニーズにも応えられるような園に加えて、保育に必要な機能や保育理念に基づき大切にしたい機能、さらに、保育士の働きやすい環境なども取り入れていきたいと考えております。

3点目のご質問でございますが、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定とつすみ保育園の建て替えに向けた現状でございますが、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定は、つすみ保育園の建て替えも含めた今後の子育て支援に係る施策を策定するものでありますので、まずは保育士との意見交換をはじめ、子ども・子育て支援事業計画の現状と課題の分析に早急に取りかかるよう準備を進めてまいります。

令和5年4月のこども家庭庁の発足や8月に予定されるこども大綱案の決定など、国全体の子供施策を取り巻く環境は大きく変化してまいります。こうした動向は、第2期計画策定時からの大きな変化と考えております。今後、国や県の動向も注視しながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 竹内淳子議員。

○6番（竹内淳子君） 再質問をお願いします。

早急に子ども・子育て支援事業計画の現状と課題の分析に取り組んでいただくということでご答弁いただきました。

保護者向けのアンケートの内容に、保育士さんの意見を聞く機会も予定しておられるということですが、ぜひ現場の声をというところで、それで、小布施町は幼保小中一貫で考えているということもあり、また、幼稚園、保育園から小学校へのつながりということも大切なことと思います。ぜひとも小学校の先生方、また中学校の先生方の意見を聞く場も設けていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

また、先ほども中学校、小学校、幼稚園、保育園、エージェンシーということの取組をしていくというところで、コミュニティ・スクールのほうでは今年度の課題になっておりますが、ぜひともエージェンシーにつながる取組として、小学生や中学生に幼稚園、保育園からの小布施町の教育環境についての感想・要望を聞くということも、支援計画作成に当たり参考になると思っておりますが、いかがでしょうか。

2点伺います。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、竹内議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、幼保小中一貫教育ということを掲げながら今進めておる中で、小・中の先生方のご意見もこのアンケートに生かしたらどうかというご質問でございます。

現在も、幼・保と小学校の先生あるいは小学校と中学校の先生とか、そういう意見交換の場も設けておりますので、ぜひ小・中の先生方のご意見等もアンケートに取り入れて対応していきたいと考えております。

また、2点目の小学校、中学校、それぞれ児童・生徒からの意見もお聞きしたらどうかというご意見でございますけれども、現在も園児が中学生と交流をしたり、また小学校のほうに伺って児童と交流をするようなことも年間を通して行っております。ぜひ小学校、中学校からの意見等も全体的に取り入れる中でアンケートを行い、3期の計画を作成していければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○6番（竹内淳子君） ありがとうございます。

以上、質問を終わります。

○議長（小西和実君） 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 寺 島 弘 樹 君

○議長（小西和実君） 続いて、8番、寺島弘樹議員。

〔8番 寺島弘樹君登壇〕

○8番（寺島弘樹君） おはようございます。

今回、私、議員2期目として、この場に登壇させていただいております寺島弘樹でございます。引き続き、よろしくお願いをいたしたいと存じます。

では、私のほうからは、今回2問、一般質問としてお願いをしております。

最初に、部活動の地域移行の早期実現をとということで質問させていただきます。

ご承知のとおり、国、スポーツ庁等において、少子化、教員の負担増及び教員の働き方改革、そういったもろもろのことを踏まえつつ、2025年度末、これを目標に、休日の部活動指導、こういったものを地域あるいは民間団体に委ねる、移行するというような地域移行の実現、こういった提言をまとめております。

なお、今年度から2025年度の3年間ですけれども、改革推進期間としても位置づけをされています。

小布施町、当町では今現在、スポーツの課題あるいは文化サークル等々の課題を解決するために、OBUSEスポーツ未来会議、こういった機関等々で、いろいろな課題あるいは懸念等、そういったものについて検討されているとお聞きをしております。

今回、こういったスポーツ未来会議の検討状況もそうでありますけれども、町として部活動の地域移行、こういったものに向けて、一体どういった検討課題、そういったものを把握されていらっしゃるのか、懸念というようなものをお持ちなのか、改めてこの場でお聞きをしたいと思って質問させていただいています。

スポーツ及び文化活動に及ぶ部活動のこういった地域移行、これを改めて、先ほども申し上げましたが、少子化並びに教員の負担増、それから働き方改革、こういった趣旨から、国の姿勢というか国の基準、こういったものを待つことなく、独自に進めてもよいマターのかなと考えております。

そこで、詳細について、まず伺いたいと思うんですが、まず部活動に係る費用、これは、外部人材あるいは外部の団体等に委ねる場合の人件費であったり、委託費であったり、あるいは休日の部活動の運営に要する、そういったもろもろの管理費等に関する、そういった課題ですね。

それから、保護者負担については、明日ですかね、村中議員のほうから質問するようなので、私のほうからは控えさせていただきますが、次に、安全対策、それから事故防止、特にスポーツ活動についてのやっぱり安全活動、それから、事故防止の観点から2点ほどお願いしたいと思うんですが、いわゆる外部指導者の安全配慮義務、これに過失があった場合、それから、学校の管理下にはない状況になると思います。そういったことから、事故等の対応、どうするのかと、緊急時の対応ですね。当然、保護者への対応であったり、学校との連携、そういった課題もあろうかと思えます。

それから、今度、外部指導者に対する適切な指導の確保というような点から伺いたいと思いますが、当然、保護者にとってみれば、高い技術力であったりとか指導力を持った外部指導員の方をお願いをしたいというのは、親であれば当然の願いであったり、希望であったりするかと思えます。

そういった際に、研修受講の義務づけであったり、学校の職員による定期的な外部指導者への部活動の指導の状況について把握する、そういった体制の構築といったものについても配慮はされていくのかどうか、そういった課題があるかと思えます。

それから、これは久しい課題ではありますけれども、体罰等、不祥事の観点から申し上げ

ますが、こういったものについて、やはりどうしても秘匿化とか隠蔽しやすい、そういったものがあるかと思えます。

それからあとは、先ほどと裏腹ですけれども、高い技術力・指導力を持つがゆえに技術指導に偏る偏重、そういったようなことも、いわゆる学習指導要領、そういったような観点から、どこまで技術指導を求めていくのかと。いわゆる技術指導の偏重にばかり偏っても当然いかんでしようというようなことから、私は申し上げたんですが、そういった技術的偏重への助長する懸念があるのではなかろうかということです。

それから、大きな2点目としてですけれども、こういった地域移行に向けて、早期の実現を目指していただきたいと思うんですが、外部指導者、それから外部の民間団体、こういった受皿の整備について、今どんな状況なのか伺います。

以上です。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、寺島弘樹議員の部活動の地域移行の早期実現をというご質問に対しまして、6項目ご質問いただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

中学校の部活動については、学校教育の一環として行われ、授業時間外のスポーツ・文化芸術振興の重要な役割を担っています。また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で生徒同士や生徒と教師との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として教育的意義を有しております。

しかし、少子化が進展する中、専門的知識・経験を有する教員が減少するとともに学校の働き方改革が進み、従前と同様の体制で運営することが難しくなっており、部によっては存続すら厳しい状況にある部もあります。部活動の在り方に関し、速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境の整備を図らなければなりません。

スポーツ庁、文化庁が昨年12月に示した学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドラインの中では、令和5年から令和7年度までの3年間について改革推進期間と位置づけられ、特に休日の部活動に対し、段階的な地域連携、地域移行を進めるよう示されております。

町教育委員会としましては、運動系の部活動に関し、令和3年4月に町のスポーツ関係者や幼保小中関係者を委員とし、OBUSEスポーツ未来会議を立ち上げ、総合型地域スポーツクラブの設立を目指し、そのスポーツクラブの活動の一つが地域移行後の部活動の受皿になればと、設立と地域移行について併せて協議をしてまいりました。しかし、議論の中で、このタイミングでの設立は困難であるとの結論に達し、地域移行の受皿についても、改めて移行に特化した協議会を立ち上げ、話し合うことになりました。

昨年、主な部活動のそれぞれの保護者の皆様と懇談する場を設け、様々なご意見をいただきました。保護者の皆様からは、地域移行に対する課題は指導者の確保や持続的に運営していける体制の確保との声が最も多く聞かれました。議員ご指摘の課題につきましても、重要な検討項目であると考えております。

まず、費用についてであります。人件費につきましては、指導者及び生徒や保護者、学校等の連絡・調整を行う総合的なコーディネーターに対する報酬が必要になってくると思われれます。現在、国・県の補助金である部活動指導員任用補助金を受け、3つの部活動に対し部活動指導員報酬をお支払いしておりますが、その他の各部活動に対しても同規模程度の経費が必要になってきます。

地域スポーツクラブに対して、国・県において地方スポーツ振興費補助金や地域スポーツクラブ体制整備事業等の支援がありますが、いつまでそのような支援が受けられるかは不透明な状況であります。しかしながら、そういった財源を確保し、保護者の負担増や部活動間の負担格差ができるだけ生じないよう努めてまいりたいと思います。

また、体育施設等の利用料や照明料につきましても、現在、部活動及び社会体育の活動に対しては頂いておりませんので、引き続きその方向でと考えております。

次に、安全対策、事故防止についてであります。現在、事故が発生してしまった場合には、学校等の設置者が安全配慮義務違反を、指導者が注意義務違反を問われる損害賠償請求をされるような事案も全国では発生しております。

町では今まで、関係各位のご努力により、そのような事故は発生したことはありません。今後も指導者等に対して、引き続き事故が起こらないよう指導するとともに、研修の機会を提供していきたいと考えております。

また、万が一そのような事故が起こってしまった場合に備え、現在の部活動は災害共済給付制度、社会体育はスポーツ保険へ加入しております。地域移行後もスポーツ保険に加入するなど、引き続き保障制度へ加入してまいります。

次に、指導者に対する指導についてであります。現在、部活動指導員には、県主催の研修会へ参加をしていただいております。地域移行後も引き続き、そういった機会への積極的な参加を促してまいります。

また、指導者の皆様には、日本スポーツ協会が指導者養成のために実施している公認スポーツ指導者資格等の取得についても、適切な資質・能力を身につけていただくためには必要になってくることもあろうかと思われま。このような資格の取得や定期的な研修会の受講につきましても、今後、町協議会等でご議論をいただきたいと思ひます。

次に、体罰の不祥事についてであります。当町において平成24年度に発生してしまった体罰問題以降、学校においては部活動顧問会を定例化し、複数職員によるチェックシステムの確立や非違行為防止委員会によるチェック、学校長による参観活動など、様々な活動を通じ、再発防止に努めていただいております。

地域移行後も、指導者に対する学習会の開催や定期的なチェック体制の確立、相談窓口につきましても開設したいと考えております。また、現在実施いただひている中学校での取組につきましても、引き続きご協力をいただきながら、実施していきたくて思ひます。

次に、外部指導者に対する技術指導の偏重についてでございます。現在、部活動で最も重視していることは、さきにも述べたように教育的意義であり、民営のスポーツクラブと比べた際に最も特徴的であり、重要なことであるべきだと思ひます。地域移行後のクラブにつきましても、研修会等を通じ、安全な活動への配慮とともに活動の意義や目的について啓蒙し、決して勝利至上主義にならないよう努めてまいります。

また、地域移行に向け、外部指導者を含めた受皿の整備でございます。町としての対応は、先月号の町報で、様々な課題を検討するため、協議会の委員を募集させていただいております。今後、早期の地域移行化に向け、保護者や現在の指導者等を交えながら協議を進めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 寺島弘樹議員。

○8番（寺島弘樹君） 今ご答弁をいただきましたことについて、再質問をお願いしたいと思ひます。

地域移行に関して、活動に係る費用面、これは他議員との重複もちよつとあり、控えさせていただきたいと思ひてはいるんですが、受皿の整備に関して、まず検討結果、これはちよつとまだ、非常に早い質問かと思ひますが、協議会を設置するということについては今お

聞きをしたとおりですが、こういった検討結果の取りまとめ時期というのは、ある程度もくろみというか、その辺のお考えがあるのかどうか。何年度ぐらいまでには、こういった中間報告あるいは最終報告というような、その工程というかスケジュールみたいなものがあるのかどうか、お願いをしたいということです。

それからあと、もう一点ですが、今、外部指導者に対する研修の受講についてご答弁をいただいたわけですが、今お聞きをする限り、積極的な参加を促すということで、ここはあえて厳しい言い方ですけども、これは外部指導者の方にお任せをするような形に、要するに任意的な研修参加になっていくのかなというような形で感触を受けたわけですが、やはり、これは毎年毎年、子供さんは替わっていきますし、保護者も替わっていきます。

そんな中で、ぜひ、やっぱり外部からのチェックというのが、なかなか働かないような可能性もあるんじゃないかというような、これは本当に危惧というか心配からのお尋ね、質問なんですけれども、不適切な指導が発生するんじゃないかなというような、そういった危惧に対して、私は、やはり定期的な研修、これを義務づけるとか、今、教育次長がおっしゃったとおり、教育の一環の中での地域移行の中の活動なので、その辺の担保の仕方というのはどう考えていらっしゃるのか、2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小西和実君） 藤沢教育次長。

○教育次長（藤沢憲一君） それでは、寺島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、協議会を立ち上げ、今後の計画について、ある程度の時期の計画があるのかどうかというようなご質問であります。

今週末まで、今、協議会に関わっていただく皆さんの募集をかけさせていただいております。先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、今年度から7年度の3年間で、できることから地域移行を進めていくというような形になります。

それぞれ今、中学校の部活動においても、来年度から地域移行に入れるクラブもあれば、まだまだ指導者がいないクラブもあります。そのような中で、できるだけ早めに計画を位置づけ、全部一斉にスタートするのではなく、できるクラブから地域移行に移行していきたいという考えで進めていければということ考えております。

また、2点目の定期的な指導者への研修であります。議員ご指摘のとおり、決して勝利至上主義に走らないためにも、研修というのは必要な部分であろうかと思っておりますので、議員ご指摘のとおり、ぜひ定期的に研修を受けていただくような形で進めさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 寺島弘樹議員。

○8番（寺島弘樹君） それでは、私のほうから、2問目に移りたいと思います。

今回、議会議員の選挙期間中、ちょっとこれは蛇足なんですけれども、町内を1人、自転車とか歩きで私、まさにくまなく歩くというか、アルクマ君のごとく歩いたわけですが、その中で改めて、ちょっと遅いんじゃないかと言われてしまうかもしれないんですが、気づいたというか、深く考えたことがあります。

そんな観点から、今回、小布施町が、人のための道づくりであったり、まちづくりを進めていく上での歩道の整備の在り方について、2問目としてお聞きをしたいと考えています。

現在、典型的な国道403号が小布施町の中心を通っておりますが、そこでの安全対策としての観点から、歩道が設置されています。ただ、どうでしょうか、皆さんもお気づきかと思いますが、バリアフリーあるいはユニバーサルデザインの観点から、やはり私は問題があるという形で、改めて気づかされたわけです。

それから、町の中心部では栗の木、こういったものを材料として、植え込みで使用しています。これは、あくまでも県、須坂建設事務所、県の技術的な基準による整備ももちろん整っている形の中で整備をされているんですが、中には栗の木の心材が非常に朽ちておまして、非常に凹凸が激しい。パンプスを履く女性の方も、最近あまりいらっしゃらないかとは思いますが、なかなか非常に、あそこを歩いていくというのは困難かなと。

ましてや、私も歩く中で、車椅子を利用する方、あるいはシニアカーを利用する高齢者の方、一体どこを通ればいいのか。なかなか、やっぱり車椅子をご利用される高齢者の方もいらっしゃらなかった、見受けない。そんな日常的な風景をどうしても連想しております。

改めて、まちづくりを進める小布施町にあって、市庭通り整備事業、これもなかなか進捗が進んでおりませんが、そういった趣旨も踏まえて、歩道の段差の解消であったり勾配、勾配については、一、二メートルあるいは数メートル行くと勾配があつたりします。そこは民家であったり、それぞれお店の方の出入り口というようなことで、自営工事あるいは専用工事等でやられていることかと思いますが、なかなかその辺の勾配があつたりして非常に歩きにくい。

そんな観点から質問しておりますが、小布施町は平成28年4月から、市庭通りを創生する会、これを組織されて、町中心部の403号、これをコミュニティの場として、にぎわい創出のような観点から検討してきた経過があります。

既に理事者等々の方は重々ご承知かと思いますが、まずは車道の幅を変えない。歩道と車道のそういったフラット化を進めてバリアフリーを実現していく。それから、浸透性舗装の採用、それから、これもなかなか進まないんですが、電線・電柱類の地下埋設ですかね、地中化、あるいは緑化の整備等々、そういったものを提言しておりますが、段差の少ないセミフラット形式等をぜひ採用していただきたく、そして、路面は水たまりができにくい浸透性舗装の整備、こういったものも併せて整備を求めていきたいと考えています。

まず、国道ですから、道路管理者である県との協議の状況であったり小布施町の県への要望の経過、そういったものを含めて、まず歩道整備に対するご所見、この辺をちょっと伺いたいと思います。

○議長（小西和実君） 芋川建設水道課長。

〔建設水道課長 芋川享正君登壇〕

○建設水道課長（芋川享正君） おはようございます。

ただいまの寺島議員の国道403号の人のための道づくり、まちづくりを進める上での歩道整備の在り方に関し、道路管理者である県との協議状況、小布施町の県への要望経過についてお答え申し上げます。

国道403号の整備につきましては、平成20年6月に町議会において、沿道の上町地区の皆さんから提出のあった安全な歩道整備の請願が採択されました。その後、町では小布施らしい道づくりに向け、平成23年の小布施町国道403号整備デザイン会議、また、平成28年から小布施町国道403号新しい市庭通りを創生する会を設置し、関係機関や町民の皆さんとお話をしながら進めてきました。

市庭通りを創生する会は、これまで50回ほど開催しておりますが、可能な限り、事業主体である県、須坂建設事務所の職員にも同席いただいております。平成29年6月1日には、議員の質問の中にもありました工事を行う上での7つの要望項目を県に提出し、県では現在、その要望に基づき、事業を進めているところでございます。

なお、要望書提出以降も建設事務所とは、必要な都度、随時打合せや調整を行っているところでございます。

続きまして、現在までの事業の実施状況について、県、須坂建設事務所に確認した内容を中心にお答えします。

国道403号の整備につきましては、第1期工事区間として中町・上町地区の約350メートルを設定し、市庭通りを創生する会の意見や沿道の皆さんの意見を反映しながら事業が進めら

れています。この事業は、国庫補助事業の防災・安全交付金、交通安全事業で実施しており、令和4年度までには、整備区間の物件補償調査、用地買収、物件補償を計画に基づき実施しているところでございます。

町では県に対して、早期の工事着手・完了を要望しているところですが、工事着手には用地の確保が最優先であり、建設事務所では現在、用地の買収、物件補償を中心に事業を進めているところであります。令和5年度につきましても、用地買収、物件補償を予定しているところでございます。

次に、寺島議員から技術的提案があった2点についてお答えいたします。

先ほど答弁しましたが、市庭通りを創生する会では、7つの要望事項を県に提出しており、この中に議員の2点の技術的提案も含まれておりますので、須坂建設事務所からの回答について説明します。

1点目の段差の少ないセミフラット形式等の採用につきましては、市庭通りで要望した事項の縁石がなく歩道と車道のフラット化によるバリアフリー化が該当するかと思います。

道路整備につきましては、道路づくりの指針である道路構造令に沿った構造のものとする必要があります。歩行者の安全対策に関しては、道路構造令の第2条第1項に、歩行者の通行に供するための縁石または柵、その他これに類する工作物による区画を設けるとあり、建設事務所では、歩行者の安全を第一に、地元の皆様の協力をいただきながら、車が車道に入らないようボラードを設置するバリアフリー化を考えているとのことです。

2点目の路面は水たまりができてにくい浸透性舗装の整備につきまして、要望事項の排水溝の改良や浸透性舗装の採用による雨水対策ということに該当すると思いますが、県では道路排水を円滑に流下させるために、排水路の断面を流下能力の必要な大きさを確保して整備するというところでございます。

提案の浸透性舗装につきましては、小布施町と共同で進めている歩道整備の手法と同様に、費用を分担することで今後考えていきたいということであります。

2点の技術的提案につきましては以上でございます。

国道403号道路整備につきましては、多大な費用、時間がかかる事業であります。今後も早期に事業が完了するよう、引き続き道路管理者である県に要望していくとともに、町としても一緒になって取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 寺島弘樹議員。

○8番（寺島弘樹君） それじゃ、今ご答弁をいただいたことについて、再質問をお願いしたいと思います。

道路構造令の関連の中で、ボラードの設置ということですかね。よく言う、ちょっとくいのような、何本も出ているような、そんなイメージかと思うんですが、多分、一般住民の方はなかなか分かりにくいかと思うので、もしご答弁いただく中で説明いただければありがたいと思います。

私の再質問ではありますが、今ご答弁いただいた中で、国道403の整備に関して、時系列的にご答弁をいただいたわけで、そこには安全・安心な歩道の整備というような観点で、やっぱり住民からの強い要望があったり要請があったというようなことがくみ取れています。

今回の提案に関して、これは私の考えといたしますか、私のあれですが、これは国道403なので、国庫補助整備というような形で、国庫補助の交通安全工事、防災が入るのかどうか、ちょっと私は分かりかねますけれども、国庫補助の交通安全工事、これはなかなか、優先的にはどうなのかなと。やはり優先されていくものは、国庫補助の舗装の新設であったり、舗装修繕であったり、あるいは歩道の新設工事、そういったものがやっぱり優先されていく傾向にあるのかなと、私はちょっと独りよがりかもしれませんが、そんな認識でいるんですね。

それに対して、小布施町も今、時系列でいろいろ、各協議会あるいは団体のほうからの提言、7つの提言も含めて、町でも一生懸命活動されていらっしゃるということではありますが、今回の提案内容に沿った2つ、私は取り上げさせていただいたんですが、これが整備の事業年度が一体いつになるのか、これがやっぱり非常に気になるというか、住民もそうだと思うんですね。

優先順位云々のことを申し上げましたが、この辺の認可、今6月ですけれども、国への認可、こういったこともやっぱり強く訴えていかないと、なかなか関東地方整備局ですかね、長野県もそうですが、上位のほうにリストとして上げていただけるのかどうか、その辺の感触も含めて、再度答弁いただいてよろしいですか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） では、寺島議員の再質問について、私のほうからお話をさせていただこうと思います。

まず、ボラードについてのご質問がございました。当時、私もこの会に参加していく中で、イメージ図というのを見まして、歩道と車道間のフラット化という中では、やはり安全を確保するために、ガードレールをつけるわけにもいきませんし、ポイント、ポイント、ある

程度のスパンを決めた上で、目印となるような立柱と申しますか、を作ろうと。そこには照明も入れまして、いわゆる見やすい形、それからある意味、夜、特に車道と歩道の区別という形で、ボラードをつけるということでイメージされたという記憶をしております。

それから、安全・安心の道という観点から、一体いつ、できるだけ早く安心・安全な道を造らなければいけないという優先順位も含めましてというご質問でございました。

今回、令和4年、令和5年もそうなんですが、用地買収を進めております。これは電線の地中化ということの中で、用地を買収しないと、ある程度のスパンの設定を確保しないと、電線地中化にいかないということで、それと併せて、歩道が現状のままになっているという状況であります。

これにつきましては、買収につきまして、県のほうに再三お願いをしながら進めておりますけれども、ただ、ある程度の確保できたところも、かなり歩道が荒れているところに関しましては、1回地中化というのを置いた形で、きれいに舗装するというのも県のほうと話をしております。

ですので、全体像がいつ最終的に完了するかというのは、ちょっと現状、まだ申し上げられない状況ではありますけれども、取りあえずできるところから少しずつ安全を確保していく。ただ、その上で、取りあえずある程度、仮の歩道整備の中では、コストの問題もありませんけれども、まだ雨水の吸収であるとか、そちらのほうまではいきませんが、ある程度のフラット化であるとか、できるところを少しずつやっていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長（小西和実君） 続いて、12番、小渕晃議員。

〔12番 小渕 晃君登壇〕

○12番（小渕 晃君） 通告に沿いまして、2項目について質問をさせていただきます。

第1項目めは、自転車利用者のヘルメット購入代金の一部を助成されることへの提案であります。

既に皆さんもご承知のことと存じますが、本年の4月1日から自転車利用者のヘルメット

着用が努力義務化になりました。道路交通法第63条の11の第1項に、自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるように努めなければならない。第2項に、自転車の運転者は他人を当該自転車に乗車させるときは乗車用ヘルメットをかぶせるように努めなければならないと改正されました。また、自転車の通行区分は軽車両で、車道を走行することが原則となりました。

このように努力義務が広がった背景には、自転車死亡事故の約7割が頭部に致命傷を負っているという理由があるようです。また、ヘルメットを着用しない場合の致死率は、着用者の2.3倍というデータもあり、ヘルメットによって頭部を守ることが重要視されています。

そこで、長野県内の自治体の中には、ヘルメットを新規に購入された場合には代金の一部を助成しています。一例としましては、松本平は高校生の自転車の通学が盛んですので、松本市、安曇野市、塩尻市では、それぞれ自転車通学の高校生に3,000円、伊那市では自転車通学の中学生に1,000円、上田市は65歳以上の高齢者に2,000円、佐久市では全市民を対象に4,000円との助成をしております。

小布施町の面積は、東西4キロ、南北5キロの19.2キロ平米です。その中から雁田山と延徳田んぼを除いた実質居住地域が東西3キロ、南北は4キロで収まっているコンパクトな町です。加えて、町内に長野電鉄の小布施駅と都住駅があり、その間の距離は約1キロと近く、利用者にとっては大都会以上の利便性があります。また、マイカーの普及率も高く、県下の中でも自転車の利用者が少ない市町村に入ると思います。

しかし、小布施町の自転車の利用者の多くは、小学校の児童と中・高校生の学生であります。それゆえに、将来ある小・中・高校生の学生の頭部と命を守るため、ヘルメットの購入金の助成と併せ、ヘルメット着用運動を進めることを望みます。

以上です。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、議員のご質問のほうにお答えをさせていただきます。

小淵議員ご指摘のとおり、本年4月1日より自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されたところです。ヘルメットを着用しない場合であっても、特に罰則規定があるわけではございませんが、ヘルメットの着用を推進することは、交通安全や交通事故による影響を最小限に抑える上で非常に有効なものであるというふうに認識をしております。

現状の町の取組状況について述べさせていただきますと、まず小学生につきましては、新

3年生となる際にヘルメットの購入のあっせんをしております、3年生以上の全ての児童にヘルメットの着用指導を行った上で、3年生から道路上での乗車を許可しているところです。

また、自転車技能の向上に向けて、毎年6月には交通安全子供自転車大会が開催されております、町でも自転車クラブに所属する3年生以上の児童が参加をしております。ちょうど今、練習をしているところです。大会の開催までに、須高交通安全協会の指導部員さんから自転車の安全な乗り方と技能の指導を行っていただいております。

また、中学生につきましては、基本的に小学校3年生時に購入したものに、中学校の校章ですね、シールを上貼りして使用しております、自転車を使用する場合は部活・私生活を問わず、ヘルメットを着用するように指導しております。

このように小・中学生については、現時点でも小学校3年生以上の全員の児童・生徒がヘルメットを保持し、着用の指導も行っているところではありますが、高校生以上の町民に対するヘルメットのあっせん等、また補助の仕組みについては、取組を行っていないというようところが町の現状になります。

議員ご提案のヘルメットの補助制度の導入については、これまでも小・中学生を対象に購入のあっせんを行って、全員が着用できるように進めてきているということもありまして、町として現時点では実施する予定はございませんが、まずはヘルメットの着用に係る啓発活動をスタートできるように、町交通安全協会の皆様とも議論しながら、着用推進に向けた運動の在り方や取り組み方、時期などについて、また着用を阻害する要因などについても検討を進めながら、取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小淵晃議員。

○12番（小淵 晃君） ただいま町の方針を聞かせていただきまして、一番は将来のある若い人たちの命を守るためにということが原点であり、かぶる方にとっては苦痛かもしれませんが、その辺を理解して、ぜひヘルメットの着用によって身を守っていただきたいと、こんな思いを強くしながら、次の質問に入らせていただきます。

2項目めについてであります、北斎館周辺の整備と併せ、トイレ設置という構想の進捗についてお伺いいたします。

昨年の12月会議で、北斎館の野外トイレが突然解体されたのに伴い、早期設置をという質問をこの場でさせていただきました。ご承知のとおり、北斎館周辺は小布施観光の中心地で

あります。観光の形態が、北斎館の開館当時の観光バスを中心とした観光からマイカーや新幹線でおいでいただく時代が変わってきたとはいえ、公衆トイレは観光地にとっては必須であります。おもてなしの原点でもあります。早期の設置を要望いたしました。

その際の答弁は、国道403号線から北斎館までの道、そして駐車場内は歩行者と車のエリア分けがされておらず、接触の危険性が高いというご指摘をいただいております。歩くエリア、車中心のエリアを明確にし、一つの公園として北斎館と協議する中でトイレも完備してまいりますと、こういう答弁を当時の産業振興課長よりいただきました。

私も、現在の北斎館周辺の課題を網羅した大変適切な構想であると感心をしていました。そして、話の中で、令和4年度中には全体のイメージを固めたく、議員の皆様にも相談させていただきたいと考えておりますとの答弁もいただきました。

答弁をいただいたのは昨年の12月であります。今は年度が変わって6月であり、あれ以来相当の年月が過ぎておりますし、期限は年度末というふうなお話でありましたが、それから見ても2か月を過ぎてまいりました。特に、歩くエリア、車中心のエリアを明確にし、一つの公園としてとの回答は、今までにない新たな次元の構想ということで期待を膨らませております。

その中で、これまでに市内でどのような構想を練られ、また北斎館及び周辺の皆さんと、どのような協議を積んでこられましたか。その進捗状況についてお伺いいたします。

2項目めとしまして、このような立派な構想は、既存の道路も含まれていますので、警察署や地方事務所も関わり、簡単にはできないような大きな課題だと思います。反面、ウィズコロナで、小布施の町もにぎわいが戻ってきております。おいでいただいたお客様のためにも、早急にトイレの設置が必要であります。

そのためには、この仕事は北斎館の仕事だ、あるいは町の仕事だ、あるいは町の中ではどの課の仕事だというようなことではなく、オール小布施町で取り組むべき重要な課題だと思います。その辺についてのお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ただいまの小渕議員のご質問にお答えをいたします。

北斎館周辺の整備とトイレ設置の進捗状況についてを答弁いたします。

令和4年12月会議の小渕議員からのご質問について、産業振興課よりお答えをいたしまし

たけれども、現在、車と歩行者がエリア分けをされておらず、接触の危険が高い場所となっております。エリア分けをすることで安全な空間とする必要があります。

エリア全体の整備につきましては、北斎館を中心に検討を進めておりますが、歩行者の安全に関わるため、町としても一定の関与は必要と考えており、私も北斎館の理事でありますので、町としての考えも伝え、検討を重ねております。

あの場所が駐車場、それから、いわゆるお客さん、周辺の事業者、店舗への動線というだけではなくて、あの場所そのものが人の集える場、それから癒やされる場としてあるべきと考えております。その中で、十分な自然の風景でありますとか、落ち着きがあり会話のしやすいベンチを設置するなど、ランドスケープ、これは都市、公園、広場における空間デザインのことですが、その専門家の助言もいただきながら、空間づくりの検討を進めております。

また、403号線からバスが入って、またそこから出ていくという計画のためには、この中でバスが回頭する、頭を振って出ていくという動線が必要なんです。そのための動線の確保でありますとか、実際にバスをそこに持って行って実証実験をするでありますとか、それから、エリア分けをしますけれども、周辺の店舗への資材等の搬入路線の確保、それから誘客、お客さんが利用しやすい動線等々ですね、これは北斎館、それから近隣の事業者の方々と協議をこれからしていく予定でおります。

トイレにつきましては、議員ご指摘のとおり早急な検討が必要であります。昨年はコロナ禍の中、北斎館の館内トイレ、周辺の店舗のご協力もいただきながら、秋のにぎわいを乗り切ることができました。コロナが5類となりまして、日本全国の観光地がにぎわいを取り戻す中、北斎館周辺のトイレの確保も急務となっております。

本設のトイレ設置につきましては、エリア整備の中で取り組みたいと考えておりますが、昨年同様、周辺店舗のご協力もいただきながら、仮設トイレの設置等も含め検討してまいります。お客様にできるだけご不便をおかけしないよう対応してまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小淵晃議員。

○12番（小淵 晃君） ただいま町長より、大変夢の持てる、そういうお話を聞かせていただきましたが、具体的にいつまでにどういうふうになっていくかという、これから先のあれが全然私どもは見えないんで、早くやってもらいたい気持ちは分かるんですが、どこまでどういう話で、どういうふうに進んでいくか、その辺もうちょっと具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 再質問にお答えをいたします。

まず、今駐車場となっております部分、ちょうど403号から北斎館に行く道がございますが、そこからまた右側に入っていく、ちょうど栗どっこさんがあるところ、それから、そこから柘一客殿さんに抜ける、403号に抜けるあのスペース、これを全体といいますと、非常に大変な事業でございます。

恐らく最初の着地点としましては、トイレの設置も含めた栗どっこさんの前でありまして、道を入ったところですね、それから403号に出ていく柘一客殿さんの横、恐らくそこが一番最初の場所になろうかというふうに、私の中ではイメージをしております。403号から北斎館まで行く道、あそこは本当に、あそこまで手をつけてしまうと、なかなか が大変なところでありまして。

現在のイメージとしましては、いずれにしましても本設のトイレにつきましては、これはまた予算で皆様のほうにお諮りをしますが、ちょっと今年は本設のトイレというのは時間的にも厳しい、当然無理でございますので、少なくとも令和6年には何とか着手をしたいというふうに考えております。

それに合わせまして、あの辺の整備につきましては、これはまた北斎館さんとの協議になりますけれども、取りあえずエリア分けをして、そこに植生ですとか公園化という形に関しましては、これは単年度で全て完成というよりも、やっぱりそこにつくっていくというイメージがございますので、まず令和6年度の着地としましては、トイレと、それから車、歩行者を分けるというところまでは何とか目指したいというふうに思っております。

○議長（小西和実君） 以上で小淵 晃議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 一 広 君

○議長（小西和実君） 続いて、11番、小林一広議員。

〔11番 小林一広君登壇〕

○11番（小林一広君） 通告に基づきまして、順次質問させていただきます。

最初に、今の小淵議員の質問と関連しますので、質問の順序を変えさせていただきたいと思っております。議長、よろしいでしょうか。

○議長（小西和実君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時26分

再開 午前 11時27分

○議長（小西和実君） 再開いたします。

それでは、お願いいたします。

○11番（小林一広君） それでは、今、小淵議員から北斎館のトイレの質問がございましたので、私もそれに関連づけて質問しますので、まずその質問をさせていただきたいと思えます。

小布施町が借り受け管理をしていた北斎館の公衆トイレがなくなり、はや2年目を迎えております。コロナも5月8日より5類感染症に移行されました。小布施町への観光客、来訪者の激増が予想されております。小布施町のトイレ事情の現状はいかがでしょうかということになりますけれども、今まではコロナ禍の影響もあり、激増とまではいきませんでした。今後はかなりの来訪者が見えると思えます。

北斎館のトイレがなくなり、各店舗のトイレを開放して、購買につなげる戦略を取られております。今後も同じやり方では、団体の入り込みは期待できないと思っております。既に観光業者の間では、小布施のトイレ事情に対して、かなりの不満を抱いているようなお話も聞こえております。

ここで、積極的な公衆トイレの設置をし、観光スポットにもなっている非常に参考になる実例がありますので、ご紹介したいと思います。

これは広島県の府中市の、びんご府中観光トイレツーリズムということが今実施されております。地域の皆さんが主体となって、府中市を訪れる人々をおもてなしするためのトイレとして、市内各地に整備されております。

府中市で取り組んでいるびんご府中おもてなしトイレの企画の一環では、現在、府中市の観光スポットに計6施設のトイレが整備されております。特に有名なトイレは、府中八幡のみじの森トイレで、これは透明トイレとしても今、話題を集めているトイレです。

市村町政のときから、おもてなしの小布施町としてアピールしてきましたが、小布施町を訪れる80万人とも100万人とも言われる来訪者、観光客の方をおもてなしするためには、整

備されたトイレが絶対に必須であります。

小淵議員もおっしゃったように、まずは北斎館周辺のトイレを早急に設置していただき、並行して北斎館周辺だけでなく、小布施町全体のおもてなしを再確認するためにも、小布施町全域のおもてなしトイレとしての見直しをしてはどうでしょうかということでございますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 小林一広議員からの北斎館周辺のトイレの設置、それから町全域のおもてなしトイレの見直しにつきましての質問にお答えをいたします。

北斎館周辺におけるトイレにつきましては、小淵議員からのご質問でもお答えいたしましたけれども、必要性は十分認識をしておりますが、あのエリア全体でのトイレを考え、本設のトイレにつきましては全体の中で考え、本年度は昨年同様の対応に加えまして、必要に応じて仮設トイレの設置などを含め検討し、対応したいというふうと考えております。

小布施町全域のトイレ事情につきましては、議員の皆様、また町民の皆様から様々なご指摘をいただいております。例えば、都住駅に設置されていますトイレは古くて不衛生であり、都住地区コミュニティセンターのトイレを一般のお客様や、通勤・通学に駅を利用する町民の皆さんのためにトイレを改修してほしいという陳情もいただいております。また、国道403号線沿いの商業エリアにおいても、公衆トイレが不十分とのご指摘もいただいております。

これにつきましては、森の駐車場、また皇大神社にもトイレがございますが、一般に分かりにくいという点もあり、周知の不徹底もあろうかというふうに思います。また、トイレ設置の必要性は当然認識を持っておりますが、一方で、町が設置管理しています公衆トイレの不適切な利用による故障・破損等により修繕を要するケースもあり、管理上の課題を感じているところであります。

各トイレの所管課が異なるなど、町全体としてどうしていくかの検討が不十分な面もありまして、今年度からファシリティーマネジメント会議を中心に、公共施設の在り方の検討を進め、町としてどうしていくかを所管課にとらわれず、全体的な視点で、かつ早急に検討してまいります。

トイレは町民、来訪者にとっても重要な施設であります。皆様が快適に利用できるトイレを検討してまいります。お教えいただきました広島県府中市のトイレツーリズム、参考にさ

させていただきます。情報提供ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 先ほど小淵議員の質問にも答えておられましたが、これから検討するというようにお答えしていると思います。実際、北斎館のトイレは昨年解体され、新たに飲食スペースが今建設されております。

また、その計画が持ち上がっていたのは昨年、その前、2年前になるかと思います。既にトイレがなくなるということは現実になっていたかと思いますが、これから検討するのか、今検討しているのか、検討しているとすれば、今どんな形の組織で検討しているのか、お答え願います。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） まず、検討している組織につきましてですが、先ほど小淵議員の質問にもございましたけれども、北斎館とともに、また専門家の意見も聞きながら、全体のエリア構想と含めて検討を進めております。

また、トイレの検討のタイミングと申しますか、その辺のご指摘につきましては、確かにトイレがなくなるというところから、あそこのトイレをどうする。まずトイレ単体で北斎館とも協議を進めておりました。

その中で、いわゆるエリア分け、歩行者の安全というところのご指摘もいただきながら、昨年末にちょっと軌道修正をしまして、エリア全体の見直しをしていこう。その中でトイレを考えていこうということになりまして、トイレだけ見ますと、非常に後手後手と申しますか、状況に対しまして間に合っていないというご指摘も、まさしくそうだと思いますけれども、そういったことで、ちょっとこの2年間、本設トイレがないという状況をつくってしまいましたけれども、現にそのエリア、それからトイレにつきまして、検討は順次進めているところでございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 検討というのは、町長の頭の中での検討なんですか。それとも、検討委員会とか立ち上げての検討なんでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） これは私1人ではなくて、北斎館の理事会のほうでも意見が、これは当然諮っておりますし、そういった方々と一緒に、それから、いわゆるランドスケープの専

門家からもいろんな提案を受けて、しております。いわゆる検討委員会、協議会という形ではございませんけれども、そういった関連の方々と検討を進めております。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 早急に、北斎館の近郊のトイレは誰もが望んでいることでありまして、観光業者の間で小布施のトイレ事情に対して、かなり不満を抱いているということを知っております。中では、そういったツアーの行程から外さざるを得ないという厳しい意見もあるようですが、そういった情報は町長に入っているのでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） そういったお話も聞いております。実際に、小布施に来る前に近隣の違う観光施設でトイレを済ませてねというふうに観光客さんに伝えているということも聞いております。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） では、いずれにしても、早急に検討というよりも、設置を切に願いたいと思います。

続きまして、栗の燻蒸施設の設置についての質問に入らせていただきます。

○議長（小西和実君） 小林議員、1項目めから質問をお願いいたします。

○11番（小林一広君） 変更を願いました。

○議長（小西和実君） 変更を願ったのは3項目だけしか認めていないので、1項目めから次はお願いいたします。

○11番（小林一広君） 改めて質問の変更をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 必要がないと思われますので許可しませんが、1番からお願いいたします。

○11番（小林一広君） それでは、1番目から入りたいと思います。

桜井町長が3年目を迎えて、改めて思いを伺います。

桜井町長が市村町政を引き継いで3年目を迎えております。2021年12月の町長選に新たに当選され、小布施町が誇る葛飾北斎の存在や小布施町の先人によるまちづくりにより、全国に、今や世界にも名前を知られる小布施町のトップになり、意気揚々と町政を担っていく意気込みで就任されたと思います。

しかし、この間に、コロナ禍という大変な対応に追われ、また、行政内においては思いもよらない出来事が起こり、幾度となく新聞記事やネット記事にも登場してしまうという思い

もよらない事案が起きてしまいました。

そこで、改めて、桜井町長の町政に対する思いをお聞きしたいと思います。

私があえてこのような質問をさせていただくのは、桜井町長が就任した年の5月に、私は議長という職を務めることになってしまい、質問ができないままに来てしまったということ、改めて質問の機会を得ることになりましたので、質問をさせていただいております。

この間、桜井町長におかれましては、いろいろな出来事があった中で、あえて時を戻し、原点を見据えて質問をさせていただきたいと思います。

また、町民の方からも、コロナの影響もあるかと思えますけれども、町長の顔が見えないという声もありますので、あえてこの場をまた活用させていただいて、町長の思いを町民に届けていただければと思います。

桜井町長が市村町政を引き継いで、3年目を迎えています。2020年12月の町長選に新たに当選され、意気揚々と町政を担っていく意気込みで就任されたと思います。小布施町が誇る葛飾北斎の存在や小布施町の先人によるまちづくりにより、全国に、世界にも名前を知られている小布施町のトップになりました。

市村町政の後を担うことはとても大変なことだと、かなりの人が感じておりました。また、中には、市村さんに5期目もやっていただいてもいいのではないかと、市村さんしかいないのではないかとという声も聞こえておりました。

そんな中、いろいろな経過をたどりながら、今の桜井町長が立候補を表明され、当時、桜井町長は小布施町商工会の商工会長でございました。就任当時は、まだ54歳の若き働き盛りの桜井甘精堂の代表取締役を務めておられ、小布施町商工会長にふさわしく、長期体制が期待された存在でした。しかし、商工会長1期目の任期途中での大きな決断をされました。そこには、計り知れない決断があったのではないかと想像しております。

就任時から、コロナ過で出口が見えない中での業務を執行していたわけですが、各種行事が中止され、各種団体との懇親会、懇談会もできない状況の中でご苦労されて、業務を執行されてこられましたことをお察いたします。

そんな状況の中、今年の2022年4月末に、2年間における職員の不幸、教育長の職務専念義務に関しての記事が週刊文春に掲載されてしまいました。その後、器物損壊に始まり、職員のクッターナイフの刃の同封による脅迫事件、水道工事に関わる官製談合の疑いでの書類送検と不祥事な事態が続いてしまいました。

これらの件は、桜井町長が引き起こした内容ではないことは多くの人が承知をしておりま

す。しかし、何らかの責任を追及する声もないわけではありません。

そこで、以下の質問をいたします。今さらと思われてしまいますが、ここには桜井町長の原点があると思いますので、よろしくお答えをお願いいたします。

まず、小布施町商工会長の就任は、桜井町長が53歳の頃と思われます。この年齢での会長就任は、長期体制の可能性が高く、商工会職員、役員、商工会会員としても安定体制の確立であり、小布施町商工会を背負ってくれる人と、ほっとしていたことも事実であります。このような重要な存在であった人が、商工会長の職を辞して町長選に立候補した思いを改めてお聞かせください。

次に、首長の功績はいかに箱物を残すかで見えていた時代がありましたが、時代とともにソフト感覚の重要性が評価されるような時代になってきました。そういう視点では、市村町政の功績は非常に大きいと私は思っております。

その後を引き継いでいく桜井町政は、その辺をどのように理解し、また、これまでの不幸な出来事、不祥事をどのように検証したのか、検証しているのか。また、責任問題を言われる方もおられます。そう思われている方への思いをお聞かせ願いたいと思います。それらを含め、今後どのように町政の運営をしていくのか、よろしくをお願いいたします。

次に、週刊文春の記事がきっかけで、前議会では職場環境等調査特別委員会を設置し、この3月議会の終了後に報告書を町長に提出させていただきました。職員、職場環境への対応をどのように考えているのか、お答えをお願いいたします。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） 小林一広議員のご質問につきまして、一括してお答えいたします。

2020年12月の小布施町町長選に立候補したときは、議員ご承知のとおり、小布施町商工会の会長を務めておりました。小布施町の地場産業であります栗菓子製造販売業の代表を務めておりましたので、町の商工業の発展に寄与しなければとの思いから、商工会の副会長、そして当時の商工会長の退任に伴い、商工会長となりました。

市村良三前町長が、4期16年の長きにわたっての町長としての職務を若い世代にバトンタッチをしたいというお気持ちであることを知り、また、複数の方から、事業者としての経験を生かして小布施町の町政に取り組んでほしいというお声をいただき、町長選に出馬することを決意いたしました。

小布施町は、先人たちのご苦勞とご活躍により、多くの方に知っていただける町となりま

した。市村郁夫氏による北斎館の建設、唐沢彦三氏による潤いのあるまちづくり、美しいまちづくりの提唱やフローラルガーデンの建設、市村良三氏による協働と交流のまちづくりや若者会議、官学連携などの交流事業など、歴代の町長はすばらしい功績を残していただきました。

北斎館はただの美術館ではなく、葛飾北斎と高井鴻山の交流から生まれた文化そのものであり、小布施町の交流を象徴するものであります。それをさらに現代版として推し進めたのが、市村前町長の協働と交流のまちづくりであり、私もこの理念は継承すべきというふうに思っております。

まだまだ町長として未熟ではありますが、先人から受け継いだ小布施町のすばらしさを損なうことのないよう、また、これからの小布施町の発展に寄与すべく努めてまいります。何とぞよろしくお願いいたします。

委員ご指摘のとおり、この2年間の不幸な出来事、不祥事につきまして、議員の皆様、町民の皆様には多大なご心配をおかけしました。この場を借りて、改めておわびを申し上げます。

議会の職場環境等調査特別委員会からは、適切に業務を執行するための情報共有、労働時間短縮への取組、健康管理活動への積極的な取組、休暇・休業制度の拡充、人事異動の際の十分な意見の集約と反映、ハラスメントのない職場環境づくりなど、多岐にわたるご指摘をいただきました。町としましても、職員体制の強化、対話機会の創出、上司によるマネジメントの強化などに取り組んでおります。

不祥事については、司法の判断が出ていないものもありますが、町民の皆様の信頼を損なうような事案は起こしてはならず、理事者としての責任を強く感じております。二度と不幸な出来事が起きないように、また町民の皆様からの信頼を損ねることのないよう、理事者が先頭に立って、職員共々取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） もう少し力強いお言葉がいただけるかなと、私はちょっと感じておるんですが、実際にこういった不祥事、不幸な出来事が起きました。

町長とすれば、町長就任時の職場環境の状況と今の職場環境の状況での変化というものは、どのように感じていらっしゃいますでしょうか。改善したのか、逆に下がってしまったのか、その辺の感覚をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） まずは、十分に役場の中でゆとりを持って仕事をするという環境には、まだまだ追いついていないと思います。やはり十分な人員の確保も、まだまだされておりませんし、ただ、これにつきましては、総務課が中心となりまして努力を進めております。また、職員同士の情報の共有、これにつきましては、やはり初期の頃よりは少しスムーズになっているのかなというふうには感じております。

まだまだ改善途中ではございますけれども、やはりいろんな不幸な出来事、不祥事を通して、職員の中にも役場を改善しようという意識が高まっておりますし、これにつきましては、少しずつ進んでいるというふうに認識をしております。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） どうも総務課とか職員というような形で答弁いただいているようですねけれども、やはりそこには、町長の強い思いというのが絶対必要だと思うんですね。それと、やはり一般の方が庁舎を訪れたときに、何か暗いねという表現するんですね。その辺で、やっぱりどういうところに原因があるのかなというのを町長も自分で感じていただき、その辺の環境の改善を考えていただきたいと思うんですねけれども、町長の思いとしての、これからの前向きな姿勢をお聞きしたいと思います。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） ご指摘ありがとうございます。

やはり私のほうから、これをやるよ、こんなふうにしたよという、いわゆる思いの発露がありますとか声かけみたいなものが、やはりまだまだ不十分だというふうに思っておりますし、これにつきましては、議員ご指摘のとおり、これから努めてまいります。

また、役場が暗いということに関しましては、やはりお客さん、町民の方がいらっしゃったときに、どれだけ明るくこちらから声をかけられるかですとか、当然、この施設そのものに入ったときの印象、これも確かに暗い状況でもありますがけれども、そういった施設も含まれますが、それ以上に、入ったときの職員の迎えるときの顔でありますとか、声でありますとか、そういったものが大事だと思っておりますので、これにつきましても、私自ら声かけをしながら努めてまいります。

○議長（小西和実君） それでは、11番、小林議員の質問の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩します。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前 11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（小西和実君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

順次発言を許可します。

11番、小林一広議員。

○11番（小林一広君） それでは、午前中に引き続き質問をさせていただきます。

栗燻蒸施設の設置をとということでございますけれども、新聞報道にもされておりましたように、6月5日、初日議決で、小布施町が振興公社に栗の燻蒸施設を設置するということが決まりました。あえて町民の方に、もう一度分かりやすく理解していただくために質問させていただきますことといたします。

今年度からJ Aながの小布施支所では、栗の燻蒸施設の運営が行われないことが決まっております。生産者の方は大変に困惑しており、今年の直売をどのようにしようか、真剣に心配をしております。

小布施栗は小布施の特産品であります。今年度からJ Aながの小布施支所では、栗の燻蒸施設の運営がヨウ化メチルの容器の問題で行われないことが決まっております。今年の生栗の販売をどのようにしようか、生産者の方は真剣に悩んでおります。

小布施栗はご覧のように、皆さんがご存じのように小布施の特産品であります。栗生産農家は、栗菓子屋さんにも納入するだけでなく、近年では生栗の販売として、小布施ブランドを維持、高めており、また、栗農家の所得向上にも重要な手段になっております。しかし、燻蒸しないで販売する人や、他産地の栗を小布施栗のラベルを入れて販売する店舗が現れたりし、以前に役場、振興公社、農協への苦情の問合せが頻繁に来た経緯もあります。

小布施支所には小布施栗部会があることは、皆さんもご存じのとおりでございます。私も一時、小布施栗部会長を務めさせていただいた経緯もあります。毎年事業方針を立て、小布施栗のブランド力の強化・維持のため、低樹高栽培、高品質生産の講習会、視察研修を行ない、また小布施栗のラベルに関しても、シリアルナンバーを入れ厳格な維持管理を行い、ブランド力の維持に努めてまいりました。

市村町政では、行政内において小布施栗品質向上プロジェクトを立ち上げ、毎年そのプロ

ジェクトを開催し、積極的に小布施栗のブランドの強化・維持に努めてまいりました。

今年の3月13日午後6時から、JAながの小布施支所の役員の方、町長をはじめ産業振興課、栗部会員及び燻蒸利用者により、会合が公民館講堂で行われました。栗農家の切実とした訴えを町長もお聞きになっておりました。

JAながのになり、各種農産物の取扱量、また、取扱金額から見れば、小布施栗の占める割合はほんの僅かです。このような現状の中、小布施支所内に栗燻蒸施設の設置運営は、かなりのハードルの高さだと感じております。

小布施町では、小布施の特産品である小布施栗のブランド力維持・強化を今後どのように考えているのか。切実な要望として、燻蒸施設の設置を小布施町に求める声が多くあります。小布施町の率先した農業振興のためにも燻蒸施設の設置を求めますので、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

○町長（桜井昌季君） ただいまの小林一広議員の小布施町の特産品であります栗の燻蒸施設の設置をという質問についてお答えをいたします。

まずもって、6月会議初日に補正予算をお認めいただきまして、誠にありがとうございます。

小布施栗は、江戸時代には将軍家への献上品として、また松代藩の進物用にも使われ、水戸光圀公の食の記録にも、甲州ブドウ、紀州梅と並ぶ、その味と品質が高く評価をされました。小布施栗の大きな産業であります栗菓子の製造にも、この小布施栗があつてこそだと思っております。

栗部会の皆様、栗生産者の皆様には、小布施栗の品質向上のご努力、ブランド力の評価にご尽力をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

令和3年11月24日、JAながの小布施支所より、栗の燻蒸薬であるヨウ化メチルの容器変更、また取扱量減少ということで、栗燻蒸の処理を終了したいという申出がありました。あわせて、町として栗燻蒸処理について検討してほしいとの申入れをいただき、以来、話合いを続けてまいりました。

令和4年秋の栗の燻蒸につきましては、残存しておりました旧容器のヨウ化メチルで、栗の燻蒸をJAながの小布施支所が行いました。令和5年3月13日に開催をしました約50人の栗農家の皆さんとの話合いの場では、無燻蒸でも出荷を受けてもらえるのかという不安、ま

た、何とか燻蒸を続けてほしいという先行きのこと等のご意見、また、逆に売値が上がれば、燻蒸費用が上がっても何とかなるのではないかと、農協、町、農家、それぞれができることを考えるべきという前向きなご意見など、多数のご意見をいただきました。いずれにしても、多くの方が何らかの対応を希望されていると強く感じたところであります。

今後、JAながの小布施支所による栗燻蒸処理の継続は難しく、しかしながら、栗燻蒸の継続は必要であると判断をし、燻蒸処理の運営を小布施町振興公社に移行、施設に係る初期の設置費用を振興公社への補助金として支出したいというふうに考えておりました。

なお、処理に要する人件費、薬剤等の費用は、燻蒸処理をされる皆様にご負担をいただく予定であります。

運営は振興公社が主体となりますが、秋の繁忙期9月、10月に、振興公社から人員を捻出するということは非常に困難であります。また、その時期のみの作業員の雇用も、非常に困難が予想されます。町役場としましても、運営について振興公社と十分に話し合い、JAながの小布施支所、栗生産者の皆さんのお力も借りながら、円滑に栗燻蒸作業が行えるよう体制を整えてまいります。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 誰もが振興公社にやっていただくべきものだというふうな理解をしておりました。このたび、振興公社が栗の燻蒸施設の運営をしていただくということが、行政の判断の下、議決されました。非常に進展した内容だと思っております。町長の大きな決断、非常に感謝しております。

そこに、結局処理に関する過程になってきますと、仮に施設ができたとして、処理に関する段階に入りますと、やはり農家が負担すべき費用、また行政側というか、公社で見るべき費用というのが明確になってきたと思います。その中に、JAながのさんでも燻蒸施設に関して、今まで人件費は見えていなかったところに人件費を入れた試算で計算してきたアンケートが届いた経緯もあります。

やはり公社でやっていただくとなると、農家の負担というものは、なるべく軽減していかなければいけないと思います。人件費におきましては、やはり公社の事業としてやっていただくような考え方でいけば、人件費というものはそこには計上しなくても済むのではないかとこの意見もございます。

薬剤の費用、また、それらに係るもろもろの若干の経費は、農家というか、どういうふう

に組合ができるのかどうか、その辺はまたこれからの課題になりますけれども、また運営に関しても、JAながのさんでやっていただくよりも、あくまでも施設ができるとなると、そこに業者の指導が当然入ると思うんですね。そうすると、JAながのさんに頼らずに、振興公社、また町側の関係、シルバー人材等ありますけれども、そのような形でなるべく、最初の指導はあったとしても、町の主導でやっていただければというふうに思います。

まず、人件費の計上、また、そういった町主導での運営について、お考えをお願いします。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） まず、JAながの小布施支所さん、今まで燻蒸処理をされてきた中で、1コンテナ800円でした。非常にある意味、本当にかかった経費、人件費も含めましてに対して、その赤字部分をJAさんが受け持ってきたというふうに私は認識をしております。その意味でも、JAさんには本当に感謝をしております。

ただ、先ほど申しましたけれども、秋口、公社さんのほうで、今いる人員から、特に一番の繁忙期の中で人員を出すというのが非常に難しい。やはり人に関しましては、短期間だけ、もしくは長期も含めて人を確保する中では、どうしても人件費というのを負担するというのは、今後の経営をしていくという意味でも、無理があろうかというふうに思っています。

今、概算で算定しております金額に関しましては、農家さんの負担はやはり増える状況にはありますけれども、これは決して利益を出すという状況ではなく、初期費用も置いておいて、運営の本当に係る経費ということで算出をし、また、これは農家さんのほうにも説明をしながら、係る費用はご負担いただけないかというふうに相談をしております。

公社さんも、いわゆる経営という観点からすれば、ランニングの部分というのをかなり、本当に係る費用、利益はほぼほぼないという状況の中でというふうにして動いております。

それから、農協さんの手を借りずにとということもございましたけれども、機械を回すという部分に関しましては、本当にそれは一つの作業ではありますが、栗を受け取る、それからそれを回していくというようなオペレーションの部分等々については、全くの素人でございます。やったことがないという中では、やはり農協さんとして、少し協力をいただかないと厳しいのかなと。

それから、やはり今まで農協さんがずっと栗の燻蒸をしてきたというノウハウ等々ございますので、そういったものも今後のために、栗の燻蒸を安定的に行うためには、やはりしばらくはJAさんのほうにもお力添えいただきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） やはり栗燻蒸だけのことで考えると、そういった経費を捻出できるという決断には、なかなかならない可能性もあります。しかし、これはもっと大きな枠で考えた場合に、やはり振興公社の全体的な事業の改革・改善ということも視野に入れながら、運営を考えていくべきかとも考えております。

だから、燻蒸だけに関わるのではなくて、やはりこれからの公社の在り方も含めて検討していただければ、その辺もクリアできるんじゃないかと思えますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 全体枠の中で栗燻蒸もということでございますが、やはり一公社というのは、ある意味、本当にそれは慈善事業ではなくて、小布施町の農業を発展させていくという仕事の中で、栗も大事ではありますけれども、本当にそれは農家さんと公社さんが、きちんとお互い共存するという上では、係る費用につきましては、農家さんのほうにもご負担いただきたいというふうに考えております。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） 当然、農家の負担は、燻蒸に関しては仕方ないと思います。ただ、燻蒸する農家は、栗だけ生産しているはずじゃないはずなんですね。だから、栗だけで特化している農家というのは本当に数軒なはずなんですね。

そういったことを考えると、やはり農業振興、産業振興ということ考えた場合には、振興公社の役目というのは非常に大きいと思いますので、その辺も含めて、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 公社の役割という意味では、それは確かに……すみません、ちょっともう一回整理をします。確かに栗以外にも、リンゴとかブドウですとか、そういったものを一緒に作っていらっしゃる農家さんもいらっしゃいますけれども、やはり栗が非常に小布施町の特産品であるという中で、栗に対して厚く保護するという考え方もございますけれども、ほかのフルーツに対しても同様に、栗、リンゴ、ブドウ、それぞれの農家さんと一緒に町として取り組んでいかなくちゃいけない。そういう中で、係る費用、実費に関しましては、やはり負担していただくというのが正しいのではないかというふうに思っております。

また、公社もそういう意味では、経営の観点からしますと、決して利益になる業務ではな

いところを今回の流れの中で受けたということもありますので、初期の費用、これはこちらのほうで捻出するというので、栗農家さんへの補助ということも言えますし、ランニングに関しましては、やはり公社が負担、実際負担なんですね、人をやりくりするというものもありますんで。その中で、費用に関しましては、やはりそれを公社が負担するというのじゃなく、それは農家さんに持っていただいて、栗燻蒸を進めていくという立ち位置は維持したいというふうに思っております。

○議長（小西和実君） 小林一広議員。

○11番（小林一広君） ちょっと問題の視点を私、実は変えちゃったんですよ。栗の燻蒸に関しての経費は、ある程度農家が負担するというのは、一応、私も農協さんに出してありますんで、それはよく理解しています。

ただ、栗農家は栗だけを栽培しているわけじゃないので、そういった観点から今度、公社全体の事業の見直しの中で、もっと大きな枠の中で、公社の事業展開というものも含めて考えたらどうかということをつつもりなんですけれども。

○議長（小西和実君） 桜井町長。

○町長（桜井昌季君） 公社の事業展開の中で、栗の燻蒸についてある程度、人件費含めてサポートする、すみません、ちょっと私自身が、いまいち理解し切れない部分がありまして、いわゆる現状の中で、今まで農協に出してきた燻蒸の処理の費用に限りなく近づけるという見方と、それから、例えば、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、いい栗を作って、少し取引額を上げていく形で、燻蒸処理に上がったものをカバーするという考え方もございます。

これはいずれにしても、農家さん、それから公社ともに、今後のことも含めまして検討していく課題だというふうには考えておりますけれども、現状はこの形でいきたいというふうに思っております。

○議長（小西和実君） 以上で小林一広議員の質問を終結いたします。

◇ 中 村 雅 代 君

○議長（小西和実君） 続いて、9番、中村雅代議員。

〔9番 中村雅代君登壇〕

○9番（中村雅代君） それでは、通告に沿って、2項目について質問いたします。

初めに、投票率向上の取組を。

先般の町議会議員選挙においては、投票率が前回、2007年（平成19年）から23.76ポイント下がって、53.36%の過去最低を記録しました。実に16年ぶりとなる選挙戦でしたが、当初からの成り手不足や無投票ムードが漂い、ようやく定数を1人超える低調ぶりは払拭できませんでした。

この結果は、残念ながら投票率の下落傾向に歯止めがかからず、全国的にも過去最低となり、250町村議会議員選挙の平均投票率55.49%にも及びませんでした。

投票率の問題は大変に危機的であり、とりわけ若者の政治離れが深刻化しています。18歳引下げは、少子高齢化に人口減社会を迎えた我が国において、日本の未来を担う存在である10代にも、より政治に参画してもらうことを目的として導入されました。

選挙は民主政治の基礎であり、国民が主権者として政治に参画すること、このことが民主政治の健全な発展につながり、積極的な投票参加が欠かせないものだと考えます。選挙結果が民意を反映しているとは言えなくなるおそれがあるからです。

今回のより身近な選挙でさえも状況が深刻であります。須坂新聞にも掲載されましたが、年代別投票率では、10代、20代が20%台で特に低迷し、若い世代の関心の低さがうかがえる結果でした。

これに関しては、自分自身も今回の選挙の候補者の1人として、その結果を真摯に受け止め反省し、議会に身を置く立場からも、町民の皆さんから関心を高めていただけるよう、議会改革を一層推進していかなくてはならないと強く感じているところであります。

そして、若者の政治離れなど、全国的に投票率の低下が問題視されている中で、行政もその結果を検証し、投票率を上げるための手だてをもっと講ずる必要があるのではと感じています。

そこで、投票率の向上に向けた取組について、これまでも各種選挙において様々な施策を講じてこられたと思いますが、行政として、具体的にどのような取組を行っているのか伺います。さらに、町民が選挙に主体的に関わる機会を増やし、選挙をより身近に感じていただくための投票環境づくりが必要であると考えますが、質問します。

1点目、投票率の向上に向けた取組について、これまでの各種選挙において、具体的にどのような取組を行ってきていますか。

①投票率向上に向けた取組の現況について。

②今回の投票率について、どのように分析されているのか。

2点目といたしまして、今後の対策について見解を伺います。

①若年層の投票率向上に向けて、義務教育における主権者教育について、どのようにお考えか。

②高齢者社会に対応すべく、投票の交通手段についての検討は。例えば巡回式投票所や送迎などの導入はどのようにでしょうか。

③親しみやすく行きやすい投票所づくりの工夫は。

④成人式などでの選挙管理委員会委員長の挨拶や啓発は。

⑤選挙に対する意識喚起、家族や友人などの投票行動につなげるようにと、あるところでは18歳、19歳の選挙人名簿登録者に対して、投票立会人の登録募集を実施しました。そうすると、定数の2倍を超える申込みがありまして、全ての投票所において、投票立会人を18歳、19歳の登録者の若者が務めたという事例がありましたが、取り入れなどはいかがでしょうか。

⑥商工会等との連携ということで、ポイント付与などの特典はどのようにでしょうか。

⑦障害のある者の模擬投票の実施などのお考えは。

以上です。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、中村議員のご質問にお答えをいたします。

ちょっと答弁に入る前に、本日、自治会長会議に先立ちまして、後ろのほうに多くの自治会長の皆様に一般質問を傍聴していただいておりますが、町選挙の執行に大変ご尽力をいただいております。さきの選挙にも様々ご尽力をいただきましたことに、この場をお借りしてお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

これまで町選挙管理委員会のほうでは、投票率向上に係る取組として、各種選挙の実施時期に際して、町の基本的な広報媒体である町報、同報無線、ホームページ、LINE等を通じまして、期日前投票及び当日の選挙広報を実施してきております。

加えて、これは毎回、選挙前の直近の金曜日に実施をしておりますけれども、駅前での街頭啓発であったり、選挙の前日や当日に広報車で全ての地域を回って、選挙の呼びかけを行う巡回を実施してきております。

近年では、期日前投票の利用者が増加傾向にありまして、よりスムーズに投票いただけるよう、投票の際に記入していただく宣誓書を投票所入場券と一緒に印字しまして、自宅のほ

うに配布をしているということで、自宅で記入してお持ちいただけるような改善を図っているところでございます。

次に、先般の町議会議員選挙の投票率についての分析ですが、まず、地方選挙全体で投票率が低調であるというのは、議員からのご指摘のとおりでございますが、投票率の低下は全国的な課題及び傾向であるというふうに認識をしております。

また、本町の町議会議員選挙の投票率は、その中でも全国の町村議会議員選挙の平均投票率を下回っているということから、町議会選挙に対する住民の皆様の関心が高まらなかったこと、これが非常に大きな要因であるというふうに考えております。

では、なぜ住民の皆様の関心が高まらなかったのかというような要因については、現状、町選挙管理委員会のほうとしても、十分に分析ができていたのではございませんが、一つの課題として、特に議員ご指摘のとおり、10代、20代の若い世代の投票率向上というのが大きな課題であり、今後、この世代の投票率向上、また選挙や町政に対する関心の向上に向けた取組が必要であるというふうに考えております。

続きまして、こういった課題認識に対する今後の具体的な対策についてですが、まずは若年層の投票率向上に係る部分についてお答えをいたします。

若年層の投票率向上に向けて、中長期的な取組として、義務教育時の主権者教育の推進は非常に重要であるというふうに認識をしております。現状では毎年、小・中学校での児童会長、生徒会長を決める選挙で、実際に町の選挙で使用している投票箱をお貸ししていただき、投票を行っていただいております。

また、学校でも、こういった機会に合わせて、カリキュラムにも基づく主権者教育や選挙に係る学習を実施していただいております。選挙の実施に際しては実際に投票所を見学してもらいなど、可能な限り選挙への接点づくりに取り組んでいるところです。

高校生については、町内に高校がないということで、全町の高校生に対して直接、教育機会を提供するということはできませんが、選挙前の街頭啓発では、駅を利用する高校生や親御さんに対して積極的に投票を呼びかけているところです。

今後については、まずは町政全般への関心を高めてもらうために、例えば町長や議員の皆様の仕事を小・中学生向けに伝える機会をつくっていくということであったり、選挙の重要性を町担当者から直接伝える機会をつくるなど、主権者教育の充実について、学校の皆さんとも協力をしながら、検討を進めていきたいというふうに考えております。

続きまして、成人式、今は二十歳の集いというふうに呼んでいますけれども、こちらを利

用した選挙の啓発につきましては、コロナ禍以前には議員ご提案のように、式に選挙管理委員会の委員長が出席をしまして、お祝いの言葉と併せて選挙に係る啓発、ぜひ選挙、投票に行ってくださいというような啓発を行ってまいりました。

しかし、コロナ禍以降、式自体の在り方であったり、成人の年齢が変わったということもありますし、実施時間を見直す中で、現状では、そういった委員長からの挨拶というものは実施をしていない状況です。

こういう委員長の挨拶というものは、すぐに実施ができることの一つであるというふうには思いますが、20歳前後の世代の皆さんは、住民票が町にあっても、学生生活等により町外にお住まいという場合も多く、不在者投票のやり方などをしっかり啓発していくなども含めて、より具体的な参加方法の周知を図っていく必要があるというふうにご考えております。

この点についても、教育委員会と相談しながら、二十歳の集いの際などに取り組めることを検討していきたいというふうにご考えております。

また、18歳、19歳の選挙人名簿登録者をターゲットとして投票立会人を呼びかける方法についても、十分に取り組めることだというふうにご考えております。現在、当日に関しては、自治会長さんを通じて、各自治体で分担をいただいているんですけども、期日前投票の投票立会人の皆さんは、公募により募集をしている部分もありますので、年齢層を絞った呼びかけなどについても、ぜひ検討していきたいというふうにご考えております。

次に、高齢者の方や障害のある方などへの対応についてお答えをいたします。

県内でも、中山間地や投票所まで非常に遠いところにお住まいの方に対して、移動式投票所を実施している自治体があるということは、町の選挙管理委員会として把握をしております。一方で、全国的に見ても非常にコンパクトな町である本町におきまして、現時点で移動式投票所を設置するような予定というのはございません。

今回の選挙では、車椅子等の利用者の方で投票所までの移動手段にお困りの方から、何件か町に問合せをいただいております。こういった問合せに対しては、町が町社会福祉協議会に運営を委託している福祉バスというものがあります。その福祉バスのご利用をお勧めし、実際に利用いただいた方もいた状況です。

よって、福祉バスの利用が可能である対象の皆様については、実質的に投票に係る送迎を行うことは可能であるというふうにご認識をしております。まずは、こういった既存の制度利用が可能であるということの周知を図るとともに、ご高齢の方が投票しやすい環境づくりに取り組んでいきたいというふうにご考えております。

なお、障がいがあり、自力で投票が困難である方については、現在も代理投票を実施しております。また、障がいなど一定の要件を満たす場合には、郵便投票という手段もあります。

これらの手段について、現在は選挙ごとにホームページ等に掲載し、周知を図っております。選挙が終わると、そのホームページというのは取り下げている状況ではあるんですけども、分かりやすい事前広報であったりとか常設の広報に努めていきまして、利用対象となる方がその制度を活用できるよう、適切な周知を図っていきたいというふうに考えております。

最後に、全ての町民の皆さんへの対策の部分として、親しみやすい投票所づくりやポイント付与等の取組についてお答えをします。

投票所の雰囲気づくりについては、これも基本的なことになってしまうんですけども、会場の雰囲気をできるだけ和らげるようにラジオやBGMを流したり、観葉植物を設置したりというような工夫を今しております。

ただ、夏場や冬場の投票所は、これも自治会の皆様に大変ご不便をおかけしているんですけども、なかなかクーラー、冷房が整っていない等の状況もありまして、快適に投票いただく会場となっておりますので、非常に過酷な環境の中、長時間立ち会っていただいているような状況です。

こういったことを踏まえますと、投票所の場所、投票所数、会場の環境等を含めて、より投票しやすい、投票所に行きたくするような環境づくりに何が必要なのかということは、非常に検討が大事だというふうに考えておりますので、取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、ポイントや景品によるインセンティブで投票を促していくような方法につきましては、いわゆるセンキョ割というふうに呼ばれて、様々な取組が各地で行われているということは認識をしております。

一方で、選挙管理委員会に対するいろんな研修会みたいなものもあるんですけども、選挙を管轄する総務省においては、こういった選挙権は本人の自発的な意識によって行使されるべきものであり、センキョ割は啓発方法として、市町村が行っていくものとしては適当ではないというような、そういう見解を示しております。

町選管としては、センキョ割を町が積極的に推進していくべきではないというような、そういう認識で捉えているような状況です。

最後になりますが、投票率向上に向けた取組の重要性は、委員会のほうでも十分に認識しているところではございますし、できることは取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、選挙管理という視点から、私たちにとって最も重要なことは、選挙の執行を適正に実施・管理することでありまして、特に選挙期間中には、発展的な取組を進めるということは非常に難しいというふうに考えております。

よって、広報の充実も含めて、選挙期間以外で取り組めることをまずは優先的に検討し、既にある制度を十分に発信・広報しながら、取組を進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） ただいまの課長のご答弁どおり、今回の選挙そのものに関心が高まらなかったという紛れもない事実であります。議会へのそういう関心が低い、コロナ禍とはいえ、あまりにも議会が見えない、住民に開かれていない、監視役としての機能を十分に果たせていないなどのご意見を賜りました。

存在意義すら問われない、そういう状況に大変反省しております。改めて、議員の資質を向上させ、議会が活性化した姿を住民の方に認めていただくしかないのかなと思う次第です。

また、若い世代の投票率向上が課題との分析でしたが、今後の対策についてのところで再質問いたします。

まず、分析に関して1点質問いたします。

当日の各投票所ごとの投票率をそれぞれ比較しました。やはりトップというか、4つの投票所がありますけれども、第3投票所は42.65%ありました。次いで、第2投票所が三十何%ということなんですけれども、低いのは、やはり投票区内に候補者の方がいらっしゃらないということなのではないでしょうか。そういう分析がされたのではないかと自分自身で思っています。

そうすると、そういう高いところは推したい人、投票したいという人が明らかに、自分ではっきり意思があって分かるわけなんですけれども、それでは、自分の投票所には、そこにはいないとか、そういう方たちとか、いろいろ、どなたのことも分からないという方のために、例えば公報があるわけなんですけれども、そうしますと、そういう公報が投票日を過ぎても配布されなかったという自治会も聞いております。

5日間しかないわけですから、それに期日前にも間に合いませんよね。そうなりますと、

そういう問題としては、ホームページに掲載するとか、なかなか難しいと思うんですけども、その点工夫など、どうでしょうか。

2番目に対策について、4点ほどあります。主に私の提案という形になりましたが、いろいろ検討していただけるようです。

1点目は、ご答弁の主権者教育の充実に向けということですが、議会も率先して取り組んでまいりたいと思います。

一昨日、テレビの県内のニュースとか、昨日の信毎の記事でも取り上げられていましたけれども、大学生同士が主権者授業をする様子などがありました。やはり2015年以来、改正公職選挙法が成立して、18歳選挙権が導入されました。政治参加意識を育む必要があるとして注目されているのが主権者教育だと思っています。

高校だけではなく、小・中学校からの段階的な主権者教育にどう取り組むかのご答弁の中に、親御さんに対しての投票呼びかけも駅前とかでしていましたよということだったんですけども、まさに私も、保護者向けの学習機会の提供が必要なのではないかなと思っています。

P T Aと学校が連携して開催する親子の参加型の行事とか、そういうときにも、選挙のことについてやってみてもどうなのかとか、投票の練習というか、それはやってみたということなんですけれども、模擬議会などもやっていたらいいのかどうか、そういう点ではいかがでしょうか。

それから、⑥のポイント付与についてなんですけれども、いわゆるセンキョ割なんですけれども、若者のそういう話合いの中で、投票率アップに一番有効なのは、ポイント付与とか、そういうことではないかという話がありました。これは、総務省の見解はそういうことなのでしょうが、一般社団法人選挙割協会では、学生さんを中心にしたりして、例えば投票済みの証明書を持っていくとワンドリンクサービスとか、地方のプロスポーツチームの外野席が無料とか、そういうものがあったりとか、そこは地方で、その地域の応援もできるというウィン・ウィンの関係なんですけれども、そういうものとか、商店街を募って、老舗の時計屋さんで電池交換も半額とか、そういうのもありました。

そんなような感じで、町選管が推進すべきではないとは思いますが、何かもっと官民連携でできることってあるのではないかと思いますので、再度お願いいたします。

あとは、4点目としては、障害のある者の模擬投票なんですけれども、期日前なら落ち着いて何とか投票できるということで、今回このご相談をいただいて、ここからいろいろと膨

らんでいった形の今日、質問なんですけれども、当日でもやっぱり安心して、投票日の日に経験させたいという親御さんの願いでもあるわけです。

先進例など、この頃大分クローズアップされていまして、狛江市での当日サポートする方と同じ方が模擬でも練習して、当日はパニックを起こしやすい、そういう障害の方でもスムーズにできたとか、また奈良県の斑鳩町では、知的障害のある方でも、事前に候補者の写真やいろいろな公報などを見たりして説明を受けて、その施設全体で仲間と一緒に投票所に行く、もちろん模擬をやってから投票所に行って、本当に今まで投票ができるなんて考えたこともなかったと、そういう例もありますので、私は当然の権利だと思っておりますので、その点いかがでしょうか、お願いします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） 今、議員から4点ですかね、ご質問いただきましたので、一つずつお答えをしたいと思います。

まず、1点目の投票所ごとの分析というか、実際の状況とその分析に関しては、中村議員おっしゃっていただいたとおり、やはり今回、第3投票所が非常に投票率として高かった。ここは候補者の方が非常に多かった地域であるというのは紛れもない事実でありますし、その次に第2投票所ですかね、西部地区の皆さん中心のエリアというところがその次の投票率になっていたというところも、非常に相関がある部分もあるというふうには認識はしております。

ただ、選挙管理委員会として、それを分析したところで、実際に私たちとして、例えば必ず地域から候補が出ていただくとか、そういうことを、私たちとして何かできるところは、正直ない部分がございます、当然、地域推薦であったりとか、地域の中から出てくる方が多いところは非常に投票率が高いよなというところで、私たち、今回の投票の中では、実際に投票率が高いエリア以外のところをなるべく重点的に巡回で回るとか、そういったところはやらせていただきましたが、できることはぜひやっていきたいなというふうには思っております。

続きまして、主権者教育の関係ですけれども、PTA等と連携した、例えばPTAの皆さんでも講演会を毎年やられたりというような機会もあると思いますし、もしそういったところで、親御さん向けにこういう選挙に関しての、いろんな制度があるんだよということをまず知っていただくとか、そういうこと自体も非常に重要ではあると思いますので、ホームページを制作する中で、そういう資料、簡単な資料みたいなものを例えばお配りさせていただ

くとか、できることからやってみたいなというふうには思っております。

ただ、例えば、各地では若者議会とか、そういったいろんな取組がなされていますけれども、そういった取組を本当にやるのであれば、非常に手間がかかって、かなり取組としては大きな取組になっていくようなところもあると思いますので、ちょっと今現状の私たちの体制の中では、なかなか大きなことをできるというのは難しいかなというふうには思っています。まず、できることから実施をしていきたいというふうに考えております。

3点目のポイントの付与、センキョ割につきまして、当然、何があれば投票に行きますかというようなアンケート等を取れば、それによるインセンティブがあれば行くよというようなことが出てくるのは当然のことだと思いますし、もしそれがあれば、投票率の向上にも若干貢献する部分もあるというふうには思いますが、あくまで選挙管理委員会の立場としては、こういったセンキョ割というものを積極的に町から呼びかけをして取組を進めていくというようなことは、今検討はしていないというのは繰り返し答弁させていただきたいと思っております。

最後に、代理投票の関係、模擬投票というのは代理投票のことではよろしかったですか、また違うものですかね。

代理投票等に関しましては、当日でも安心してパニックを起こさないように、例えば自閉症の方が安心して投票できるとか、そういったことも含めて、実は職員に対して一つの、いろんな知識を学ぶ機会にもなるというふうには認識してまして、投票に関しても、職員もいろんな職員で回しながらやっている部分もありますので、例えばその際に、こういった代理投票等、障害のある方が来た場合には、こういう対応する必要があるんだよというようなことを説明会でしっかりと触れるであるとか、そういうことから、まずできればいいのかなというふうに考えております。

すみません、全体の中でできること、できないことはあるわけなんですけれども、前向きに取り組めるところから始めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） 1点は公報が届かなかったもので、その工夫というのを再度お願いします。

あとやはり、高山村では子供議会だったか、ちょっと記憶にないんですけども、関わっておられるというのを聞いたことがあります。なかなかそういうのを、今の学校の中で行事

としてやっていくというのは難しいと思うんですけども、HLABとかそういうところで、そんな選挙のこと、やっぱり北欧のほうのすごい投票率とかあるじゃないですか。ああいう学生さんの、そういう関心がうんと高いので、HLABとか海外の方との交流の中で、選挙とかそういうテーマでもいいのかななんて思うんですけども、その点いかがでしょうか。

あと、障がい者の方なんですけれども、知らなかったということもありますので、例えば福祉バスの周知はしていただけるようなんですが、そういう方が実際に乗って車椅子で投票したというような、そういう出来事を、別にとりわけその方たちだけ取り上げるというのも、考え方としてはどうかというのものもあるかと思うんですけども、ご本人様の喜びというか、そういう声があれば、掲載していくのもいいのではないかと思うので、いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） すみません、ちょっと答弁漏れがありましたので、1点目、選挙公報の関係ですけれども、こちらは今議員からご指摘ありましたとおり、地域によっては当日というか、当日以前の段階で本当は届いていなければいけない、2日前までに届けるということが原則になりますので、届いていないというような状況があるということはお声をいただいております、一つの課題だというふうには認識をしております。

そういう状況が起こり得るといような認識も私たちはありましたので、今回は選挙公報ができたタイミングで町のホームページに掲載をさせていただいて、また町の公式LINEのほうでもそれを発進させていただいて、オンラインで見られるような形にさせていただきました。

ただ、若干やっぱりオンライン上で見ると、非常に文字が小さいであるとか、そういったお声もあつたりしましたので、期日前投票の投票所のほうにはすぐに置かせていただいて、少なくとも投票に来られる方に関しては、見ていただけるような形の工夫を行ってきたというふうなところではございます。

なかなか選挙公報ですと、どの選挙でも課題になるんですけども、実際に告示してから、最もスピード感を持って取り組んでも、やはりできるのに二、三日かかってしまうというような状況もありますし、そこから全戸に配布するというふうになりますと、地域の事情の中で最後まで行き届かないという部分も、正直出てきてしまうところもございます。

地域によっては新聞折り込みでやっているところもあるんですが、そうなると、新聞を取られていないところには配布がされないというところもありますので、なかなか完全な形で実施するのは難しいと思っていますけれども、今後も町ホームページ等で代替の手段で見ら

れるようなやり方も含めて、やっていきたいというふうに考えております。

また、HLAB等、町の行事でそういった選挙の広報をしていったり、模擬議会のような取組というなお話もありましたけれども、やはり若い世代の方が集まっているところで、選挙に関わる、もしくは選挙以前に、町政に関する広報であったり接点というのをつくっていくということは非常に重要だというふうに思っております。

ただ、なかなか取組によっては、そこに参加している子供たちが全く関心がないのに、こちらの都合でそういったプログラムをやっても、逆に非常に、興ざめという大変ですけども、伝わらないということもありますので、できるところ、また、非常にそこがスムーズに入っていくような場所で、何とかできることを考えていきたいというふうに考えております。

最後に、車椅子の方で福祉バスを利用された方の広報に関しては、おっしゃるとおり個人のエピソード等が入っていれば、一番広報としては分かりやすいというふうには思いますので、そこも検討させていただいて、ただ実際、今回投票された方がどなたなのかということも含めて、まだ確認が取れていないというか、お二人いらっしゃったというのは認識しているんですけども、まずはそういった福祉バスを使えるんだよということを発信をさせていただいて、今後そういう個人のお声が取れるような場面があれば、ぜひ検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） 公報のホームページのを私も見たんです。失礼いたしました。

続いて、2項目めのがん治療に伴う外見変化に悩む患者の支援の創設を。

近年、がん治療に伴う外見変化に悩む患者を支援するため、医療用ウィッグや乳房補整具などの購入費助成を行う市町村が増えています。医療が発達し、がんは通院治療が中心となり、3人に1人が仕事をしながら治療をしています。がん治療中の方の就労等の社会参加を応援するため、アピランスケア、つまり外見の悩み、外見の変化とどう過ごすか、がんになった後の日常生活を行政が支えていくという取組です。

国の第3期がん対策推進基本計画の中に、がん患者ががんと共に生きていくためには、就労支援のみならず、治療に伴う外見、アピランスの変化といった社会的な課題への対策が求められています。アピランスケアは、がん治療による脱毛、肌の色や爪の変化、手術痕などの外見の変化を補完し、外見の変化が原因で起こる患者さんの苦痛を少しでも軽減するためのサポートです。

長野県でも今年度4月から、がん患者へのアピアランスケア助成事業がスタートし、がん患者の方の就労、社会参加等を支援するため、治療に伴う外見の変化を補完することとし、ウィッグなどの購入費用の一部助成を実施する市町村への支援を開始しています。

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院が、抗がん剤治療に伴う苦痛度についてアンケート調査を行ったそうです。女性では、抗がん剤の副作用による頭髪の脱毛が第1位、その後に、まつげや眉毛の脱毛、爪の剥がれなどが続き、体の痛みや発熱や吐き気といった、そういう苦痛よりも外見に関わる症状を苦痛に感じ、治療中に外見が気になって外に出られないという意見もあったそうです。

ちなみに、男性においても、足や顔のむくみ、頭髪の脱毛が上位に挙がっておりました。

がん治療の副作用として生じる外見の変化は、治療や就労などへの意欲を低下させ、この外見の変化を理由に会社や学校を辞めた、休んだ人というのは42.6%に上ります。社会生活を送る上で精神的な負担になるため、より多くの患者さんが治療前と変わらない生活を維持できるよう、アピアランスケアは現代のがん治療には欠かせないものとなってきています。

そこで、本町におけるアピアランスケアの取組の現状をお聞かせください。

1点目、本町におけるアピアランスケアの取組の現状について伺います。

医療用ウィッグや胸部補正具等の購入に伴う経済的負担を軽減するため、購入費の一部を助成するお考えはいかがでしょうか。

2点目、相談体制や情報提供はどのようにされていますか。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長（永井芳夫君） ただいまの中村議員のがん治療に伴う外見変化に悩む患者の支援の創設についてお答え申し上げます。

中村議員のおっしゃるとおり、医療の進歩により、がんを治療中の方も社会で活躍される方が増えています。一方で、手術による傷跡、脱毛や乳房の喪失等、がん治療に伴う外見の変化は、がんで治療中の方の苦痛となることがあります。

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院においては、アピアランスケアとは医学的・整容的・心理社会的支援を用いて外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義しています。

長野県では、がんを治療中の方が外見の変化に苦痛を感じ、社会参加が困難になることがないように、また、がんとの共生社会の中で、アピアランスケア自体の概念の周知も重要との

観点から、がんを治療中の方の社会参加の促進を目的としまして、令和5年度から長野県がん患者へのアピアランスケア助成事業を開始しています。

県が行うがん患者へのアピアランスケア助成事業は、助成対象補整具の購入費に対して、購入費用の2分の1、2万円を上限に助成を行うものです。また、この助成事業は市町村との協働事業となっておりまして、助成費用の半分を市町村が、半分を県が負担いたします。

事業開始に当たりまして、本年、令和5年2月に県から説明会がありました。当町でも担当者が参加し、助成事業の内容について説明を受けたところでありまして、説明会が年度末ということもありまして、令和5年度からの開始は見送らせていただき、今年度中に検討を進める予定であります。

次に、補整具等の購入や相談についてでございます。

現在、各医療機関で相談体制が整っておりまして、住民の方から直接、町に対して要望や相談はいただいていないというのが現状であります。町としましては、アピアランスケアの概念の周知を含めまして、がんを治療中の方が外見の変化を理由に社会参加をちゅうちょすることがないように支援体制を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） ただいま、2月に説明会があつて、年度途中でも、今年度中でも検討していきたい、早急に制度化するというところでよろしいのか、確認ですが、お願いします。

やはりこれには、2012年から全国で医療機関を中心に始まったことでして、かなりそういうところでは、やっと助成につながったというところで、各自治体によっては既に独自でやっていたところもあるかと思うんですけれども、長野県は現在22自治体、11市6町5村で実施しています。近隣では須坂市、飯綱町、山ノ内町とあるんですけれども、お隣の須坂市では県の助成スタートと同時に実施されていますので、なるべく早期にとというのが願いなんです、その点お願いいたします。

あと、相談体制は、やはり課長のおっしゃるとおり、医療機関が中心だと思うんですけれども、行政でも必要に応じて、そういう連携がいつでも取れるように、今回のようにすぐに準備ができてスタートできるような、そういうのも大事なんじゃないかと思っておりますので、情報提供としては、直接要望はないということなんですけれども、当事者の方は切実な悩みをお持ちなんですよね。今回も、この質問に至った経緯としては、既製のものなら3万円ぐらいで買えるんですけれども、そういうものはやはりゴムとか化学繊維とかナイロンとかで

きていて、安価なウィッグは蒸れたりとか、またそれで病気になってしまったりとか、とても苦痛があるということで、それをアジャスター付のものとか、ちょっと特殊なフィルムがついているのとかオーガニック素材となると、高価なものでは40万円もするというものでした。

やっぱりご相談いただいた方はいろいろ考えて、医療機関とも相談して、本当に治療費もかなりの額でしている中で、25万円で購入なさったということで、それで今後の生活に潤いが出れば、本当に安いものではないかというような思いもあるかと思います。

そういう面では、基本的な情報というものをリーフレットなどで提供できるように先行していくことが大事ではないかと思うんですけども、その点いかがでしょうか。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 再質問にお答えいたします。

まず、いつから開始するかということでございますが、現在、令和6年度に向けて検討をということで考えておまして、年度途中ということについては、申し訳ございません、現在のところ、そういった考えは持っておりませんでした。

また、全国でこういった取組が進んでいるということについては承知しておりましたけれども、次の相談、それから病院との情報連携との関係にもなりますが、病院では地域連携室というようなことで、様々な課題をお持ちの方のことについて、保健師が協力、地元に戻って過ごしていくに必要な場合においては、地域医療連携室等が病院から連絡をよこし、市町村と協力しながら様々な対応に当たっております。

今まで我々のところで、がんの治療に伴うアピアランス的な課題について、大変申し訳ございませんけれども、そういった取組はなかったというふうに認識しておりますので、今後、ご指摘の部分、しっかりと考えさせていただきたいと思っております。

ただ、がんにかかった方が、経済的な負担が非常に大きいという部分は分かりますけれども、そういったアピアランスの部分で、どこまで町が支援ができるかということについては、今、県の仕組みがございますので、そういったものをしっかりと見ながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 中村雅代議員。

○9番（中村雅代君） ちょっと調べましたところ、今回の議会で制度化され、条例化とかされる場所も続々あるみたいなので、どうしてそれが小布施町ではできないのかというのが

ちょっと不満な点です。もし仮に来年度からやるというお心づもりでしたら、今年度の方も遡って対象になるとか、そのようなことはお考えないでしょうか。

○議長（小西和実君） 永井健康福祉課長。

○健康福祉課長（永井芳夫君） 今ご指摘のように、6月会議、この6月の各地域の議会において、こういったことが既に条例化ということで上程されているかどうかについての確認というのは、申し訳ございません、今時点、取れておりません。早急に、そういった状況がどの程度進んでいるのか、確認をさせていただきたいと思います。

また、2点目、来年度以降に開始した場合、今年度に治療を要した方についてどういうふうにしていくか、そこについては、これから制度設計の中で考えていくべきことというふうを考えておりますが、いずれにしましても、その事業に取り組むということで、条例を制定して以降の方を対象にしていくというのが、基本的な流れではないかなというふうに現在は考えております。

以上でございます。

○議長（小西和実君） 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。

◇ 山 崎 博 雄 君

○議長（小西和実君） 続いて、3番、山崎博雄議員。

〔3番 山崎博雄君登壇〕

○3番（山崎博雄君） 通告に基づきまして質問させていただきます。

災害に強いまちづくり、レジリエントシティの取組について。

レジリエンスは、回復力、弾力性、適応力などの意味を持つ言葉で、ラテン語のフュージャリア、跳ね返るから派生したと言われております。レジリエントは形容詞で、弾力性のあるものを指すときに使われ、弾力性を持って行動し、高い回復力で組織をつくり出し、簡単に崩れない未来に向かって突き進むといった意味があります。

この言葉は、SDGsの視点でも注目されるようになり、そのきっかけの一つとして、レジリエンスがメインテーマとした2013年の世界経済フォーラム、ダボス会議です。この会議で大きく扱われるようになったのは、地球全体が想定外のリスクにさらされるようになったこと、さらにグローバル化によって、その影響が一国にとどまらず、世界中に連鎖するよう

になったことが考えられます。経済危機やアメリカ同時多発テロ、大規模な自然災害、サイバー攻撃などを世界が経験し、そこから立ち直るためのレジリエンスが共通認識としたのです。

日本では、2011年に起きた東日本大震災でその重要性が再認識され、さらに新型コロナウイルスの感染拡大により、レジリエンスが持つ意味は一層高まっており、想定外の困難に遭ってもしなやかに回復する強さが、個人レベルから企業、地方公共団体、国、地球規模で求められています。

現在、東日本大震災を契機に、自立的なエネルギーシステムや減災を目指す地域づくりが喫緊の課題となり、また、水災害、熱中症等の気候変動に伴うと見られる災害が顕在化しており、これらを含めた短期的、中長期的かつ多様なリスクに対応し得るレジリエントなまちづくりが求められています。

地震大国日本は、全国どこでも安心な場所がないと言われ、小布施町においても例外ではありません。また、2019年の台風19号災害における被害、新型コロナウイルスの感染拡大、今後における少子高齢社会及び地域コミュニティの希薄化などにより、様々なリスクが考えられます。

こうした背景の下、多様なリスクに対応し得るレジリエントなまちづくりが必要の観点に立ち、次の質問を行います。

町が今後における直面するリスクには、突然襲ってくる大規模地震、河川の氾濫、集団感染などの外的ショック要因と、気候変動、環境汚染、人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化などのじわじわと忍び寄る内的ストレス要因が考えられます。人間は自然の支配者でなく、災害は必ず起こるという常に危機感を持つことが大切であります。

このようなあらゆるリスクに対する事象を想定外とせず、町のイメージとして、いかなるダメージに対しても粘り強さをばねに、現状以上の改善を可能とする仕組みづくりを必要とするべきではありますが、どのように考えるかお伺いします。

2番目として、今後、災害をはじめとするあらゆるリスクに対応する政策を実現するためには、職員のレジリエンスに関する捉え方が大切であると思います。災害の遭遇、人口減少社会などに対するリスクを今から考え、影響に対する施策を構築する能力が必要です。

そのためには、物事を多面的に楽観的に捉え、困難にぶつかってもそれを乗り越え、さらに成長していく力が求められると思いますが、どのように職員の成長を促すのか質問します。

3番、現在、町では環境防災連携推進室を設け、気候変動に伴う災害に対して、防災と減

災方策の推進、そして環境負荷の低減を進めようとしています。この推進方策を体系化し、推進室の役割を町民に分かりやすく、そして町民と一緒に推進するために、レジリエントシティを町の政策に組み入れ、戦略として計画を立案するべきではないでしょうか。

災害に遭ったときには最小限の被害に抑えられる予防策と被害に遭ったときの復旧の順応策、そして、その後の対応として、元以上に盛んな状態に高める復興の転換策が必要であり、19号台風の災害当時は手探りの状態で役場全体が突き進んでいましたが、これから遭遇するリスクに対して、災害対応の最前線に立つ職員のバイブル的な役割としても計画が必要と考えます。

以上、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長（大宮 透君） それでは、今、山崎議員からご質問いただいた質問に対してお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、令和元年東日本台風災害、いわゆる台風19号になりますけれども、これによる千曲川の越水や、それに伴う甚大な被害の発生は、町のこれまでの防災対策に係る様々な課題というものを浮き彫りにしたというふうに認識をしております。こういった災害を想定外とせず、水害や地震、土砂災害、また雪害なども含めまして、様々な災害に対する事前想定や対策の強化を図っていくことが重要であるというふうに考えております。

町では、令和2年度から5か年を対象期間として策定した小布施町第6次総合計画におきまして、気候変動の根本原因である温室効果ガスの削減に向けて、環境先進都市への転換、これを掲げ、また、それに向けた分野横断の推進チームの設置、東日本台風災害を踏まえた防災力強化、これを重点施策に位置づけまして、各種取組を順次進めてきたところです。

令和2年度には、総務課の中に総合政策推進室、現在は環境防災連携推進室というふうに名前を変えておりますが、これを設置し、環境防災分野を一体的に検討しながら、総合的な計画の策定に取り組みまして、令和4年4月には、町のレジリエンス向上に向けたリスクの洗い出しとその対応策を明記した国土強靱化地域計画を策定するとともに、翌月、令和5年5月には、環境分野における包括的な計画として、小布施町環境ランドデザインを策定したところです。

また、これらの計画の概要について、令和4年度の町政懇談会のお場をお借りしまして、全ての自治会の役員の皆様を対象に説明を行うとともに、町の町報においても毎月環境や防災

分野の記事を掲載するなど、各種広報活動に努めてきたところであります。

加えて、これらの計画に位置づけた自立的なエネルギーシステム、太陽光発電等のエネルギーシステムの構築に向けましては、今年度4月に環境省の重点対策加速化事業の採択を受けまして、今後5年間で、町内の指定避難所を中心とした公共施設への太陽光発電及び蓄電池システムの設置と町の一般家庭向けの補助制度の創設等に向けまして、関係する補正予算を本会議に上程をしております。

これらの計画やそこに位置づけられている取組方針は、まさに本町をレジリエントな町、レジリエントタウンにするための戦略や戦術を含んでおりまして、町として、これらの計画をより具体的なものとして推進していくことが重要であると認識しております。

続きまして、質問が前後してしまいますが、2点目のご質問をいただきました町職員のレジリエンスにつきましても、台風やコロナ等の災害時の対応はもちろん、変化のスピードが加速度的に速まっているデジタル時代への対応や住民ニーズへの柔軟な対応力の強化、また、そのような時代におけるメンタルヘルスの維持などに向けて、非常に重要な視点であるというふうに考えております。

現在、町では、そういった職員のレジリエンス強化に向けた研修機会として、市町村研修センター等が企画する研修を職員に紹介し、希望者に参加してもらうなどの対応を行っておりますが、こういった資質に関わるレジリエンスの強化は、物事に対する個々人の認知行動の変化を伴うものであり、計画的かつ長い目線での取組が必要であるというふうに考えております。何か単発の研修で、それが身につくというようなものではないというふうに考えております。

町では今年度、職員の人材育成に係る基本方針の改定や町の職員の能力を評価する項目、これを一般的に能力評価項目というふうに呼んでおりますけれども、その見直しに取り組んでおります。今後、変化への対応力の強化・育成に向けて、こういった人材育成基本方針への位置づけや具体的な研修機会、また業務の中でのそういった能力の育成等々に取り組めるよう、検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小西和実君） 山崎博雄議員。

○3番（山崎博雄君） ご答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

先ほど大宮課長から申し上げていただきましたが、小布施町環境グランドデザインは、温

暖化に対する町の全体構想として立案されたものであり、今後の小布施町の未来に対する指針として、環境防災施策の推進にご尽力をしていただきたいと思います。

このグランドデザインの中にも、ご答弁にありましたとおり、防災レジリエント、災害に備える町として、施策の推進を図ることとしています。また、小布施町国土強靱化地域計画では、発災前における施策を対象とし、あらゆるリスクを見据えた、いかなる事態が発生しようとも最悪の事態に陥ることを避け、行政機能や地域社会、地域経済など、都市全体として強靱化に対する総合的な指針としております。

これらの計画の中に、レジリエントなまちづくりの戦略や戦術が含まれており、今後計画により、具体的なものとして推進しなければならないとのことでした。

レジリエントシティは、都市は自然災害だけでなく、貧困、犯罪や暴力、インフラの不足や不具合などが衰退させるという考え方です。あらゆるリスクに対する事象を想定外とせず、いかなるダメージに対しても、粘り強さをばねにその事象に対応し、現状以上の改善を図り回復することです。

今回、近隣市において、あってはならない事件が発生しました。痛ましく悲しく、恐怖に満ちた事件でした。亡くなられた方々には深い哀悼の意を表すとともに、強い怒りを感じております。これから事件の真相は徐々に明らかになると思いますが、この事件からも、環境防災はもちろんのこと、あらゆるリスクを想定していかなければならない時代になっていると感じる事件でした。

あらかじめリスクを町民及び職員が共通認識を持つこととするなどして、レジリエントシティを構築していかなければならないと考えます。リスクに対して戦略づくりを行い、町民の皆さんに方向性を示す必要があるのではないのでしょうか。

レジリエントシティは、災害時に強いまちづくりという意味ではありません。少子化かつ高齢社会で、10年後、20年後のまちづくりをどのようにしていくのか。小布施町ならではの文化、産業、町並みや地域力の継承・発展についても課題となってくるはずですが、ご答弁をお願いいたします。

○議長（小西和実君） 大宮総務課長。

○総務課長（大宮 透君） ご質問にお答えをします。

議員おっしゃるとおり、レジリエントタウン、レジリエントシティ、レジリエンスという言葉、英語に関しては、非常に広範な意味を含むというのは私も理解をしておりますし、その中で、先ほど事件のことにも触れられましたけれども、そういったことも含めた非常に広

範なリスクというものが今の世の中に存在しているということを想定するという事は、非常に重要であるというふうに思っております。

町では総合計画等、また来年以降、そういった改定のタイミングでもありますので、そういう全体的なリスクというものを踏まえた計画、リスクというのは、ある種の課題というふうに言い換えられるとも思いますので、そういう様々な課題に対して、町としてどう取り組んでいくのかということは、そういった全体の方針が必要だと思います。

一方で、全てのリスクを完全に想定するという事は非常に難しい中で、では、いざ町の中で今何が一番重要なのかというような取捨選択、また、選択と集中ということも非常に重要であるというふうに考えております。

特に今、レジリエントなまちづくりに向けては防災ということであったり環境政策、そういったことが非常に重要であると。また、議員からご質問のあった人材育成等の部分も、非常に根幹な部分であるというふうには認識しておりますので、私たちとしては、そういったところにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（小西和実君） 以上で山崎博雄議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（小西和実君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小西和実君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長（小西和実君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時27分